
平成25年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成25年9月5日 (木曜日)

議事日程(2)

平成25年9月5日 午前10時00分開会

日程第1 一 質 般 問

【出席議員】(13名)

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【欠席議員】(なし)

【欠員】(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 武谷久美子 総務課長 小野義之
企画政策課長 中西新吾 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 縄田孝志 環境住宅課長 入江真二 住民課長 池上亮吉
福祉課長 吉永博幸 地域づくり課長 松尾徳昭 学校教育課長 岡本正美
生涯学習課長 本石美香 病院長 櫻井俊弘 病院事務長 森田幸次
競艇事業局次長 大長光信行 事業課長 藤崎隆好 管理課付課長 濱村昭敏

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

それでは、ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

----- . ----- . -----
日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により、質問を許します。

まず、7番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

おはようございます。7番、辻本です。質問は通告書に沿って一問一答方式でさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私の質問の趣旨につきましては、芦屋町の人口が一番多かった時代、約1万9,800人と記憶しておりますが、その当時、昭和40年代に各小学校がそれぞれ建設され、もう既に四十数年経過しております。校舎の老朽化に伴って改修工事が行われきておりますが、全国的な少子化時代の中で芦屋町も多分に漏れず、児童生徒数の減少は同じような傾向になっていると思いますので、少子化に起因する児童生徒数の変化に対してどのように考えておられるのかということについて、お尋ねをいたします。

それでは、まず第1点、近年取り組んでこられた教育環境の整備状況について、ハード面、ソフト面でどのようなものがあるかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

平成21年度からの教育環境における主な整備状況は、ハード面において、学校関係では地上デジタル放送対応の校内配線工事、教務用コンピューターの整備、耐震補強工事関係を、給食センター関係ではボイラーの改修等を行っております。

また、ソフト面での24年度の講師等配置の実績は学力向上の関係分として、小学校4年生までの35人学級に3名、小中一貫教育に5名、少人数学習指導に2名、イブニングスタディに5名、ALT（外国語指導助手）を2名、小中学校の特別支援学級に介助員を各1名、芦屋中学校に心の教育相談員を1名、民間委託ではありますが、中学校に不登校対策指導員1名を配置しております。

今後の施設整備としては、各小中学校のトイレ改修（洋式化）を順次進めるようにしており、給食センターに関しては現在設計中ではありますが、平成27年9月の稼働に向けて事務を進めております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

今説明がありましたように、確かにソフト面が目につくかと思いますが、芦屋町の独自の先進的な取り組みにつきましては私も承知しておりますし、素晴らしいことだと思っております。この件につきましては、これで終わります。

次に、生徒児童数の推移について、どのようになっているのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

平成25年度につきましては、学級編成の基準日が5月1日となっていますので、その基準日でお答えします。

山鹿小学校は児童数431名、クラス数16学級、芦屋小学校は207名、9学級、芦屋東小学校は231名、12学級となっています。なお、この中には特別支援学級の児童生徒数、クラス数も含まれています。

次に、将来的な推計値ということで、平成35年度の推計値を述べたいと思います。この算出につきましては、平成2年から22年までの芦屋町における5年ごとの人口変動の率から平均変動率0.951を算出し、これに25年度の児童数を乗じて30年度の推計値を、さらに30年度の推計値にこの平均変動率を乗じて35年度の推計値を算出しております。

また、クラス数は現在行っています4年生までの35人学級が継続されると仮定し算出しております。

まず、山鹿小学校ですが、児童数391名、クラス数14学級、芦屋小学校は185名、8学級、芦屋東小学校は209名、10学級となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

今現在の生徒数、クラス数を述べていただきました。その中で、将来的な数値として、今、話がありましたように、10年後の予測では小学校の場合、3校で現在の37クラスから32クラスになるとの説明ですけれども、私はもっと減少するのではないかと思います。そういうことを考えた場合ですが、現在でも特に芦屋、それから、芦屋東小学校につきましては空き教室がたくさんありますが、さらにこの学校の空き教室はふえてくるものと思います。

で、もう1点ですが、次に移らせていただきます。

児童数の減少に伴うメリット・デメリットとしては、どのようなものが考えられますかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

減った場合のメリットは、きめ細かな教育における指導ができることとなります。デメリットとしては、学級数の減により先生の数が減ることとなります。県教育委員会の規模別教員定数には、15クラスの場合はクラス数プラス2名の配置、14クラス以下の場合はクラス数プラス1名の配置となっております。また、この人数には教頭及び養護教諭は含まれていません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

このメリット・デメリットにつきましては、いろいろ考えられると思いますけれども、一般的にはそのようなことかなと私も思います。

じゃあ、先に進まさせていただきますが、それでは各学校の管理運営に関する年間の費用、教職員さんも含めてですけれども、どのぐらいになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

平成24年度の各小学校における設計委託料、工事請負費を除く一般管理費は山鹿小学校では約2,200万円、芦屋小学校では約1,700万円、芦屋東小学校では約1,800万円となっております。

なお、ソフト面における費用につきましては、先ほどの35人学級、小中一貫講師等の分になりますが、毎年4,000万円程度の経費がかかっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

では、今述べていただきましたトータルでしますと5,700万円かかっているようですけれども、これが3校そのままということは今の状況かと思えます。これが2校になった場合、もう一つは1校になった場合には、その管理運営費は年間どのくらいにかかると思われますか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

児童数、クラス数にもよりますが、現在の学校施設をそのまま使用できると仮定した場合、一般管理費としては維持管理のための部分補修がふえることを見込んで、1校の場合は約2,400万円を、2校の場合は約4,300万円を想定しています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

今説明を聞いて私もわかったんですけども、現状の3校体制のままでいきますと、おのずと財政上の負担も増してくるということがわかるわけですが、こういった面から考えると若干非効率的だなと思えます。一概には言えませんが、一方では学力向上の面でもある程度の規模があるほうが切磋琢磨できるという環境になると、私はこう考えます。

それでは、本題の小学校統廃合、いわゆる学校施設の整備計画について質問をします。

小学校の統廃合について、これまで検討されたことがあるかないか、お答え願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

正式な議題としては、教育委員会には上げていません。懇談会などで話題に上がることはあります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

まだ検討したことがないということでございますが、児童数の減少が進めば統廃合は避けて通れないのではないかと、一般的な考え方であります。と同時に、町民の方にも同様な考えをお持ちの方もたくさんおられます。

ここでお尋ねしますが、小学校の適正規模、いわゆる統廃合について、国が示している基準はどのようになっていますか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

お答えいたします。

この学校の規模は、国がこれが適正だというのはほとんどないと思ってます。というのは、ご案内のとおり、何人ぐらい、どのぐらいの規模が最も適切かというのはなかなか評価がないわけで、で、その一つとして35人学級が今小学校の1年生、2年生は行っていますが、それから先になかなか進まないのは、じゃ、子どもたちが少なかったら教育効果が高いかどうかというのに、なかなかその数値が出てこない、それが一つあります。

何のために、そもそも論でございますが、何のために統廃合するかというのがあろうかと思いますが、今議員おっしゃいますように、経済的な面が一つある、それから、教育力という面で、まあ、大きく2つのものがあるだろうと。

私は、その学習指導と申しまししょうか、教科指導につきましては、少人数が絶対いいだろうというふうに思ってます。しかし、今の学力検査等があつてますけれども、もう実態として少人数学級はたくさんあるんです。地方に行きますと、1クラスが10人とか15人という学校が何ぼでもあります。そうすると、その子どもたちが学力が非常に高いかというとなかなかそうではないという実態もある。そのあたりが文科省が非常に、その、踏み切らないところだろうなと思ってます。しかし、先ほど課長が申しあげましたように、きめ細やかな指導というのは間違いなくできます。また、その小ささを生かすという、小回りがきくというよさもあろうかと思えます。しかし、今度はそれがその、じゃあ、子どもたちが育っていく中で、育つ中で学力だけではございません。人間として育っていく場合に、やはり切磋琢磨、先ほど議員おっしゃいました、切磋琢磨したり、ある意味の競争があつたり、ということは非常に大事でございますから、じゃあ、どのぐらいの規模がいいかというのは明確ではないというのは、現在だろうと思って……。

ただ、経験値的に申しあげますと、子どもはやっぱり30人から35人はおったほうがよかろうと思ってます。例えば、小学校でドッジボールするとき20人ぐらいやったら外野と内野分かれて10人ずつ、しかも、その守備とか5人ぐらい、これは話にならんよという話、そういう意味でいうとやっぱり30人か35人ぐらいはおったほうがいいなというように思います。

それから、じゃ、学校で、学校経営上から考えますと何学級あつたらいいかという、で、これ、学校は今管理職が校長と教頭しかおりません。あとは管理職じゃないわけでございますけども、3学級以上になりますと学年主任という主任主事がつきます。そうすると、学年主任という学年の、3学級以上ありますところ、先生方をこうかなり統括していくという、そういう指導力が発揮できますから、そうす

ると3学級以上あったほうがいいねと、こう思うわけですね。そうすると、経験的に申しますと、やっぱり小学校で、三六、十八学級ですから、18学級前後がいいかなという思いはしています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

確かに、私も一応調べてますが、大体、今、教育長がおっしゃるように、適正規模というのは12から18というのがベターではないかというふうな考え方が示されています。

ここで、ちょっと財政課長にお尋ねしますが、昨年、一昨年からですか、各校ともに耐震の工事が終わりました。統廃合を計画した場合ですが、これは多分補助金活用だと思えます。この場合にはどのようにになりますか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

平成21年度から大規模改修、それから耐震ということで、芦屋中学校、それから芦屋小学校、山鹿小学校については耐震と大規模改修、東小学校については耐震の対応はできているということで、大規模改修をやったと。で、この4校については、こういう大型工事をすることによって、屋上防水だとか全てやっていますので、通常10年から15年、この年数については十分今後、施設としては対応できるだろうということで、それ以降ですね、それ以降いろんなまた問題点が出たときに、今、辻本議員が言われます、少人数になったときに、じゃあ統合するのかなのかという問題が出てくるかと思えますけど、その財源手当的には多分そのころにはもう過疎の指定はありませんので、以前は統廃合に対しては過疎のところで援助策がたしかあったと思っています。だから、十数年先、20年先程度には過疎の指定は恐らく、今のままで行くのですよ、ありませんので、そのとき統廃合に伴って国の財源手当が何かあるかもしれませんが、今段階ではないというふうに認識はしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

この、私はここ耐震工事としてお尋ねしたのは、まあ、そういう時期に来とるのに耐震工事が始まったなど、これはもう東北震災の関係でやむを得なかったと思いますが、それを、耐震工事をするについて、それを補助金を活用した場合、新しく計画が立ったら、さあ、どうなるんだ、単純な、今、質問でございます。これは今からのことと思えます。

で、私はこのような質問をするのは、まず学校用地というのは相当な面積を要するために、町有地の、私は有効活用ということも考慮したまちづくりの観点からの取り組みを行うべきではないかということが1点。それから、学校の統廃合問題につきましては、相当な時間と多大な財政負担を強いるわけですから、もう今のうちからこの検討会を立ち上げる時期に来ているのではないかと申し上げたいと思っています。

そこで、教育長にもう1点お尋ねいたします。

児童生徒数の予測はおおよそついているわけですので、今の時点で検討を開始した方がいいのではないかと、私は考えますが、いかがですか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

芦屋町には3小学校、かつて、先ほど議員おっしゃいましたように、昭和40年代に1万9,800あったというところで、芦屋小学校が東と分かれたというところで、もう東も30年以上、そしてもう芦屋小学校も100年、大変歴史のある学校になってしまいました。

で、このあたりを、じゃあどういうふうに統廃合するかということも、この人数が出て行った場合に、人数が減っていった場合に、先ほど申しました、教育的な効果とか財政上のこと、あわせて、やはり統廃合というのは避けて通れないんだろうなと思いつつながら、どの時点でこの、そういう委員会なり懇談会なり、もちろん、地域の方々のいろんなコンセンサス得なくはいけません。何よりもやっぱり町の方針でございますから、町長部局とよく相談しながら、この、どの時点でかけていくかと。先ほど課長が懇談会と申しました。教育委員会の中では、こういう時期も来るねという話があってまして、いずれせんやねという、そのレベルはありますが、じゃ具体的にどうだという話は一向にいたしておりません。ぜひ、今後、状況を見ながら、町長ともよく相談しながら、また皆様方とお話ししながら、どの時点で立ち上げると今明確に申し上げられませんが、頭の中には入ってるつもりでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

わかりました。今すぐという状況ではないでしょうし、けども、いずれそういう時期が来るというのはわかってるわけですので、ころ合い見計らってやっていただきたいと思っています。

もう1点、教育長にお尋ねしますが、今、芦屋町では、私も夕べこれを調べたんですが、芦屋型小中一貫連携教育というのを、教育長のリーダーシップのもと推進をされてきておりますけれども、今、一方では全国各地で小中一貫校方式というのが結構いろんなところで見たりします。小中、連携と一貫とどこが、どの辺の、違うのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

最近どの地域も学校、子どもたちが減った中で統廃合するときに小中一貫をしてみると、一つのキャンパスの中に小中一貫するという学校がふえてまいりました。福岡県でも、東峰村ですか、あそこに1校ありますし、それから穎田町もそういう、非常にもう子どもたちが減って行って、その際にしたという、都市でもあろうと思います。

で、一貫というのは、これなかなか難しいんですが、小中一貫にしたら、じゃ校長一人か、小学校、中学校、一人かというところもあるし、いや、小学校は小学

校、中学校は中学校ですよと校長置いてるところもあるますし、ばらばらでございまして、これでないといけないというのはいないようにあります。

同一キャンパス型の小中一貫と、私のとこのように、こうばらばらの小中一貫、連携とありまして、まず大きく見ますと分離型が多いようで、一つにつくってしまったのはまだまだ少ない。で、分離型ですから、必ずしも、分離型で、当然校長と教頭はいるわけですけども、じゃ何を一貫するかということですね、小中一貫といった場合に。一番多いのは、例えば、静岡県あたりは富士山科とかつくっておりますね、富士山について小学校、中学校みんなでその勉強していきましょと、こういう郷土の歴史だとか、郷土のことを一貫して勉強しましょという学校は多うございます。

ところが、教科指導を真ん中に据えて一貫しよう、中学校までつなげていこうというのはほとんどありません。芦屋はそれを、一貫した教科書等でやりましょという形で、今はジョイントカリキュラム、小学校と中学校のカリキュラムをジョイントさせようということでやっておりますけども、芦屋の小中一貫は珍しいなと思って、今ちょっと自負しておるところでございます。

それともう一つは、一貫した心の教育、これはたくさんあります。保・幼から一貫して、例えば、今年は芦屋が取り組んだ、語先後礼という、挨拶の運動しましょと、これも保・幼も協力していただいて、そういう一貫はありますが、「一貫と連携」とそこに書いたのは、一貫というのは何を一貫して小学校、中学校でやるかと、連携というのは必ずしも、例えば、保・幼とうちの場合、保・幼は私立でございます。そうすると、私立は私立の建学の精神がございますから、それについて我々は手を突っ込むわけいきませんが、ここだけは連携して頑張っていくましょというのはその挨拶運動、それから褒めて育て「よさカード」、そして四半期ごとの月目標をつくってます。それからいつでも7カ条、このあたりは保・幼も一緒にやっていただきたいという意味で連携と、そういう形で一貫と連携は微妙ですけどつながるところもあるし、まあ、ちょっと違ってるところもある、そういうふうに思っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

ただいまの説明で大分理解ができたと思います。確かに、芦屋方式といいますが、教科のジョイント方式というのは確かにいいかなと、こう思います。今の状況では、合併はうちはするわけじゃありませんから、そういう面では教育の方針の仕方、方法というのはこの両サイドあるんだなというふうには理解いたしました。

最後になりますけれども、ここで町長にお尋ねしたいと思います。

先ほど教育長から話がありましたように、やはり町の方針として、今からこの問題を例えば検討するとすれば小学校の統合化について、町長の今の、現状でのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

辻本議員の質問にお答えいたします。

先ほど来より、学校教育課長、教育長のほうからるるいろんな答弁、ご質問を受

けて答弁あったわけですが、いわゆる学校の統廃合というのは芦屋の小学校、2つの小学校、統廃合問題。これはもう正式なテーブルにはのったことはありません。ただ、辻本議員もご存じのとおり、いろんな場面で、いわゆる「茶飲み話」という言葉が正しいかどうかわからないんですが、そういうような中でたまに出てまいります。

しかし、それといわゆる町を運営する立場からの発言をさせていただきますが、まず、その教育は非常に、どこの町でもそうなんですが、まず福祉と並んで最重要課題であるわけですが、その中でまちづくりという観点からちょっとお話しさせていただきますが、マスタープランにも上げておりますように、安心・安全なまちづくり、そして、それから定住化という形を考えた場合に、今、芦屋町を見た場合に、いわゆる芦屋町、それから30区があるわけですが、自治区。そして、小学校校区があるわけですが、今、芦屋東小学校校区、芦小校区、山小校区という形の中でまちづくり、3本の柱の中で、子どもたちの教育はもちろんのことでございますが、まちづくりの中でいろんな活性化問題、それから少子高齢化になっておりますが、お年寄りの方に対するいろんな地域との連携、これが今求められているわけですが。

私は決して統合には絶対反対というわけですが、まあ、これが近い将来か遠い将来かと言えば、遠い将来にはそういう場面が来るかもわかりませんが、この近い将来において、私は合併というのは、私自身は考えてはおりません。やはり小学校というのは、今ちょうど芦屋にとっていいバランスで小学校を中心としたやはりまちづくりが、今、芦屋町ではできておるし、それを醸成しなくてはならないのではないかと考えております。

福岡県内、私もいろいろ、いろんな方にお聞きするわけですが、まあ、福岡県内でも、100人以下の学校等々が多々あるわけですが、いろんなことというのが、子どもがやはり中心になって、地域みんなで子どもを育てていくということで、いろんな意味で一つの町が形成されているのではないかと、私自身思っておるわけですが、今段階ではどうかと問われますと、今段階では考えておりませんとお答えするしかございません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

確かに、町長も話がありましたように、まずは至るところでその茶飲み話と言やあそれまでかもしれませんが、まあ、結構こんな話あるわけですね。それは、しかし、現実を見てきているという一面もあるのではないかなど、私はこう思っています。

いずれにしても、この、何ですか、今の少子化時代というのは間違いなく来てるわけですから、時代に合った教育環境の整備に今後も取り組んでいただきたいということを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、辻本議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ここで、病院長の出席をお願いしておりますので、席の移動があります。しばらく

くお待ちください。

〔病院長 櫻井 俊弘君 入場〕

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、9番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

9番、今井です。通告に従い、一問一答方式で一般質問を行わせていただきます。

まず最初に、私の質問のために病院長、わざわざ時間をつくっていただいて出席、ありがとうございます。

それじゃあ、通告書どおりに、まず最初、財政の問題ですけれども、芦屋町には大型施設というものがたくさんあります。今日は、その中でも顕著なものをまず上げて、この資金をどのようにしていくかということを確認にしたいと。芦屋町には国民宿舎、そして海岸にはレジャープール、そして老人憩の家が3つありまして、町営住宅、あと大きな地下に埋設されてる大型設備としては下水道というものはあります。これらを今後維持するには莫大なお金と予算がかかると、私は考えております。

そこでまず、先日、橋梁、芦屋町にある22橋の橋を長寿命化計画というものが示されました。この内容を資金的に、資料を見ると毎年1,000万円の維持費がかかるとされております。そこで、この長寿命化計画の1,000万円をどのように捻出するのか、どのように充当していくのかを、資金面の意味からご説明をまず第1番目をお願いしたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それでは、橋梁の長寿命化についてご説明いたします。

まず、橋梁の長寿命化についてですが、平成19年度国土交通省により長寿命化修繕計画策定事業費補助制度が制定されております。制度の概要は、市町村については平成25年度までに長寿命化修繕計画を策定する地方公共団体に対し、それに要する費用の60%の補助を補助対象として支援などを行うというものです。これを受けまして芦屋町では平成23年度に道路橋の点検調査を行い、その結果に基づき平成24年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定しております。

点検結果では、本町の管理橋梁22橋のうち11橋について何らかの対策が必要であると判断されました。そのうち、本年度は3橋についての実施設計を行いました。平成26年度にこの3橋について補修工事を実施する予定です。残りの橋梁につきましても実施設計、補修工事といった流れで実施していくように考えており、今後の具体的な計画につきましては、年度別の町の負担額を平準化することを基本に財政課とも調整の上、進めております。

橋梁の長寿命化については以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

先ほど言いましたように、1,000万円のお金がかかるわけですがけれども、そのほかこの長寿命化のような考えで施設及びハードをどのように管理するか、計画

があれば長寿命化計画、そのほかのものをご説明お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それでは、下水道事業についてご説明いたします。

下水道事業については、平成20年度に長寿命化計画支援制度が創設されたことによりまして、平成21年度に浄化センター及びポンプ場の長寿命化計画を策定しております。この計画に基づき、平成22年度に実施設計を行い、平成23年度より改築更新建設工事を実施しているところです。

管渠の長寿命化計画ですが、本年度は長寿命化計画基本構想策定業務を行い、平成26年度に管路施設における調査を実施し、下水道管渠長寿命化計画を策定する予定となっており、平成27年度に実施設計を予定しております。この計画に基づき、管路施設の長寿命化を図っていくように考えております。

下水道事業の財源につきましては、国庫補助が処理場55%、ポンプ場環境50%で補助裏の50%が下水道事業債、残りの50%が過疎債となっております。

また、下水道事業債の50%、過疎債の70%が交付税措置として戻ってくることとなりますので、実質の町負担は約20%程度ということになります。

下水道事業については以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 眞二君

それでは、芦屋町の町営住宅長寿命化計画について回答いたします。

町の附属機関である芦屋町町営住宅長寿命化計画策定委員会を設置しまして、平成24年3月に策定したものでございます。計画期間は平成24年度から10年間でございます。この計画は、少子高齢化社会に対応した住宅の質の向上、財政状況を考慮して、既存の建物をできるだけ長く使用できるように住民ニーズに対応した住宅への改修及び計画的かつ効率的な修繕計画を定めたもので、この計画に基づく工事が国庫補助の対象となります。

この計画では、809戸の町営住宅を用途廃止、新築建てかえ並びに個別改善事業等を実施することで、10年後には706戸とし、10年間の総事業費は約15億円となります。この15億円の資金としては国庫補助金、公営住宅建設事業債、家賃収入及び基金を財源とすることで住宅管理に必要な経費を全て賄える状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

それでは、今2つの事業についての長寿命化計画、これについても相当な予算かかるように今お聞きしておりますけども、今ご説明のなかったところ、レジャーブール、国民宿舎、それから老人憩の家、この辺についてはどのような考えで今後補修管理していくのか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それではまず、都市整備課のほうから現在の取り組みについてご説明いたします。
公共施設の長寿命化及び維持管理コスト削減を目的として、平成22年度から施設図面のPDFなどによるデータ化や建築物情報及び改修状況表の作成をしているところです。この資料をもとに施設の外壁や屋根など、それぞれの箇所に施された仕様に応じまして、建物の改修時期や各設備の更新時期を定め改修計画表を作成します。

現時点におきましては、図面のデータ化と工事履歴、改修計画表の作成を行っている段階で、今後作成した資料をもとに現場状況との照合が必要となります。その作業まで終えた段階で各施設の担当課と改修計画や維持管理についての協議を行い、各施設の長寿命化計画が決定されるということで考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

それでは、国民宿舎、レジャープールについて、現状と今後の考え方についてご説明いたします。

国民宿舎につきましては、平成11年度リニューアルオープンをいたしました。総事業費は約16億円で、建設に際し起債を14億円借り入れております。起債の償還としましては、年間約1億円の返済を行っており、31年度で償還が終了いたします。維持管理に関しましては、築14年を経過しているため内部リニューアル等の改修を行っております。

主なものとしましては、21年度にクロス張りの張りかえ、22年度浴槽整備工事、エレベーターの改修工事、23年度廊下・床等の改修工事、25年度から3年間は大型事業として内部改修工事等を行う予定としております。これらの工事財源につきましては、一部国からの交付金等を活用し町費を抑えた中で行っております。

レジャープールにつきましては、平成9年にオープンいたしました。総事業費は約9億円、建築に際し起債を約5億5,000万円借り入れております。償還につきましては、平成19年度に終了しております。維持管理に関しましては、築16年を経過しておるため毎年部分補修工事を行っております。

主なものといたしましては、20年から21年度にスライダープールの改修工事、22年度、ウッドデッキ撤去及び塗装工事、23年度、ちびっこ冒険プールの床塗装工事、24年度、中ノ島休憩区改良工事とプールサイド塗装工事を行っております。

工事財源につきましては、一部過疎債や国からの交付金等を活用し、町費を抑えた中で行っております。今後の維持管理につきましては、両施設とも都市整備課が作成いたします改修計画表を参考にしながら長寿命化計画を作成し、計画的な維持管理を行っていきたいと考えております。

財源につきましては、財政課と協議を行い、起債や補助金等をできるだけ活用し整備を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

町内3カ所ございます老人憩の家につきましては、寿楽会館が昭和44年の12

月、山鹿荘が昭和48年4月、鶴松荘が昭和49年4月に開館しております。それから、24年度の利用者を見ますと、各施設で毎日50人から65の方が利用され、1年間では延べ5万人が利用されている状況でございます。

しかしながら、建築後40年以上も経過していることから、年度によっては多額の修繕費を要している現実がございます。この修繕なんですけども、設計を含む金額、過去5年間で見ますと、20年度は鶴松荘の事務室フロアの改修等で40万円、21年度は鶴松荘のエアコンの設置工事などで140万円、22年度は山鹿荘の膨張タンク周りの配管工事ほかで120万円、23年度は寿楽会館の膨張タンク及び配管取りかえ工事ほかで約205万円、24年度は山鹿荘の漏水対策のための給水管布設がえ工事などで約500万円の支出ということで、この5年間の総額は約1,000万円になっております。

それから、25年の2月に、本年2月に実施した利用者アンケートにつきましては、利用料も取っていないこともございまして、設備や機能については「満足」「大変満足」としているものが91.1%を占めております。この点を見ますと、利用者につきましては、建てかえを早急に要望している状況にはございません。しかしながら、近年、特に山鹿荘においては建物本体施設の傷みが進んでいる状況が確認されており、さらに修繕料も高くなってる傾向にございます。このような状況を踏まえ、将来の老人憩い家がどのような機能や役割を担っていくことが望ましいのか、過疎債の活用と財源面を踏まえ、建てかえの方向で検討しておる状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

るる長寿命化計画、2カ所、それから3カ所、今、ところをご説明いただいたんですけども、ざあっと頭の中で計算しても設備に約10億円から20億円かかると、維持費も相当の費用がかかっている、大変な財源をこれから我々は負担していきなしゃいけない。そして、多くが「起債」という言葉で借金、またそのうちの大半が、たまたま芦屋町が受けられてる過疎債というもので充当されてる。だけど、この借金は払っていきなしゃいけないんですけども、この過疎債を、まあ、確かに非常に有利な返済でいけるので、十分芦屋町として最高に使えるところは使うということで動かしてると思うんですけども、この過疎債が32年で終わります。過疎債もう使えないんです。今挙げた設備以外にもたくさんの物の設備をどのように管理していくのか、資金的に、お考えがあればご説明をお願いします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

現状、設備・施設等の改修につきましては、毎年9月から10月にかけて行ってます実施計画、それから施設整備計画のヒアリングの中で向こう3年間の事業内容が決定し、その後の予算査定で予算化されるという一連の流れになっております。また、総事業費が1億円を超えるものにつきましては、大型事業として位置づけ、財政シミュレーションの中で別枠として反映していくこととなります。

査定の中で重要な判断材料の一つになるのが、資金計画といいますか、財源確保ということになります。財源につきましては、基本的にはまず国・県の補助金制度

が利用できないか、次に過疎債等の交付税措置がある有利な起債が充当できないかなどの調査・検討をします。その中で、どうしても財源手当がないもの、つまり町の単独事業として実施していかなければならない場合には、財政シミュレーションでお示ししていますように、一般財源枠として毎年確保しています1億円の中で優先順位を含めて調整することにしております。

先ほどから各課長の説明があつてますが、橋梁にしましても下水道、それから町営住宅にしましても国の基準による長寿命化計画に今のってるわけですが、これにのれば、説明があつたとおり、厚い財源手当が確保できるということになります。ただし、国民宿舎、それからレジャープールにつきましては、そういう国の基準というのはなく、全くの町の単独事業でございますので、今後、都市整備課の作成予定の改修計画ですね、これをもとに長寿命化計画を策定し、国の交付金事業があればそういう国・県のもの、それと過疎債期間でできるものであれば有利な起債ですが、そういう財源をできるだけ確保しながら維持管理に努めたいというふうに考えております。

また、老人憩の家につきましては、財政シミュレーションの中で既に建てかえ事業として大型事業に項目上計上してありますが、まだ内容が検討中でございます。具体的な数字としては上がってきてない状況でございます。いずれにしましても、議員さんおっしゃるとおり、平成32年度末でこのままでいきますと過疎指定が終了する予定でございます。その後の財政運営につきましては、より持続可能なものにするために、今、2つの取り組みを進めております。

まず1点目が、退職手当債の繰り上げ償還についてでございます。平成19年度から4年間、団塊の世代の大量退職に対応するため、約11億円の起債を借り入れております。この起債は唯一交付税措置のない単なる借金と言われるもので、財政支出の硬直化のみならず、実質公債比率や経常収支比率、これらの数値に悪影響を及ぼすものでございます。

今回の財政シミュレーション上では、27年度末でこの退職手当債については、一括繰り上げ償還する予定で計画し、現在、関係機関との調整を始めている状況でございます。

2点目が公共施設の整備や各種ソフト事業に対応した基金の創設を考えております。過疎債が借りれなくなるということは、単独事業で実施しなければならない工事等が確実にふえるということです。また、ソフト事業においても、学力向上事業や少子高齢化対策、公共交通対策など、今後もさらに充実していかなければ当然なりません。そのための財源を確保するために、年度末までに新たな基金の創設に向けてその内容・規模等の検討を始めております。

この2つの取り組みができる前提としましては、モーターボート競走事業会計からの収入の増額確保のめどが立ったために実現できるもので、今回お示しします財政シミュレーションにおいて数値化をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

本年度、多分、もう少ししたらその財政シミュレーションは出ると思いますので、その点をよく見ながら、また、随時その辺についてはきちんとした質問及び確認をしていきたいと思っておりますけども。いずれにしましても、今言ってるのはハード、そ

れ以外のソフト、それ以外、まだ表面に出てないものたくさんあるわけですね。で、芦屋町は、まあ、日本国中そうですけども、収入がふえてるような町とか自治体はほとんどない。懐に入ってくるものは変わらないのに出ていくものはどんどんあるという現実を、この質問の中でもう一度明確にして、私たち議員も一生懸命それについては提案、サジェスションしますけども、ぜひ執行部のほうもどのようにしたら出るのを抑えられて、なおかつ町民の福祉・教育、そういうものに役立てるかをご提案いただきたいと思います。

これで、最初の、1番目の、財政についての質問を終わります。

2番目としまして、きょう、病院長にお越しいただいたんですけども、去年の10月に病院の形態委員会が結論を出すというふうに私どもは聞いておりまして、実際その経過についてもきょうまでいろいろ聞いてるところあるんですけども、現在までのこの独立行政法人の形態委員会の結果を含めて、現在までの経緯をまずご説明をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

病院事業の今後のあり方につきましては、施設の老朽化に伴い、現在の病院の存続の是非から始まり、現在2つの方向性が定まっております。

1点目は、移転・建てかえの方向性、2点目は、経営形態の変更で、地方独立行政法人化への方向性です。移転・建てかえにつきましては、地方独立行政法人化より先に方向性が定まり計画が進められています。地方独立行政法人化につきましては、今議会をお願いしています補正予算を認めていただければ、その移行事務を進めさせていただきたいと考えております。

今後の検討の中で、移転・建てかえと地方独立行政法人化が場合によっては混同されるおそれがありますので、明確にするために、まず移転・建てかえの今までの取り組みの説明をさせていただき、その後に地方独立行政法人化についての今までの取り組みの説明をさせていただきます。

まず、移転・建てかえの今までの取り組みについてご説明いたします。

芦屋中央病院のあり方につきましては、平成23年12月に設置された第三者委員会である町立芦屋町中央病院事業検討委員会において、病院の存続と老朽化した施設の整備などについて検討が行われました。平成24年3月総合運動公園内造成地への移転・建てかえが最も望ましいとの答申が出されました。平成24年4月17日、この答申の報告を受けた議会は、4月19日、町立芦屋中央病院事業に関する調査特別委員会を設置し、調査・検討の結果、6月15日、その報告がなされました。

その報告では、今後は執行部において、さらなる検討を行い町民負担と医療体系の必要性や方向性を町民に十分説明し、理解された中での事業運営を進めることが重要であり、地域の病院として将来にわたって地域に本当に必要な医療を提供し、貴重な137床を保持しながら、町民の安心・安全を守る最後のとりでとして医療を提供し続けていかれることを切に願うものであると締めくくられています。

また、その中で、経営形態については、経営形態検討委員会の中でよりよい形態を検討されることが委ねられています。平成24年5月1日号の広報あしやで、芦屋中央病院は存続することが望ましい、老朽化した施設は移転・建てかえが望ましい、移転先は総合運動公園内造成地が望ましいことなどが示された事業検討委員会

の答申についてのお知らせをいたしました。

また、24年7月1日号の広報あしやでは、芦屋中央病院が抱える課題、事業検討委員会の審議・答申、経営形態委員会の設置について、町民の皆様にお知らせをしています。その後、町においても検討を重ね、総合的に判断した結果、平成24年10月22日、芦屋中央病院は移転・建てかえをするという目指すべき方向性が定まり、11月7日、議会全員協議会でその報告を行い、11月15日号の広報あしやで町民の皆様にお知らせをしています。

また、11月19日は芦屋東公民館、23日に中央公民館、26日に山鹿公民館で移転・建てかえについての住民説明会を実施いたしました。現在、新病院の基本計画を策定中であり、9月までにその素案ができ上がる予定となっております。

以上が、移転・建てかえについての今までの取り組みの経過です。

続きまして、地方独立行政法人化についての今までの取り組みについてご説明いたします。

芦屋中央病院の経営形態につきましては、昨年5月に設置された第三者委員会である町立芦屋中央病院経営検討委員会で検討が行われ、昨年10月末に地方独立行政法人化が最も望ましい、その移行の時期については、おおむね3年をめどに移行するのが望ましいとの答申が出されました。

この答申の内容につきましては、11月27日、議会全員協議会で報告を行い、12月15日号の広報あしやで住民の皆様にお知らせをしております。その後、町での検討におきまして、経営形態検討委員会の答申で示された、将来の芦屋中央病院の医療機能を実現するために最も重要なことは、医師を初め、看護師、薬剤師など医療職員の安定的な確保が課題であり、医療制度改革や診療報酬の改定など、医療を取り巻く状況の変化などに対応も迅速性が必要であると結論づけられました。

したがって、今後の芦屋中央病院の経営形態につきましては、病院にも権限があり、あらゆる面で意思決定が機動的かつ柔軟に行える地方独立行政法人が最も望ましいとの結論から、平成25年6月3日、地方独立行政法人化を目指す方向性が示されました。このことにつきましては、平成25年6月11日に民生文教常任委員会、14日には議会全員協議会へその報告を行ってきたところです。

また、今議会へ地方独立行政法人化に関する支援業務委託費の補正予算を上程させていただきます。

以上が、地方独立行政法人化についての今までの取り組みの経過でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今あるこれまでの経緯についてのお答えがありましたけども、再度、なぞるようになってしまいますけども、私たち議会としては、答申したのは病院を維持継続しなさいというのがまず大前提、まとめの部分の一番最初、これをしております。議会総意でそれをしとる。あと一つ、大きなところは住民、この方たちにきちんとした説明をなささいということもこのまとめに書いてある。当然、議会にもきちんと説明をして進めなさい、これが答申です。

で、先ほど形態委員会の、まあ、形態についてのとこですけども、じゃ、どういう形でこれを存続させるかということについては、議会のその中の、答申の中では、議会の中でもいろんな意見は出たんですよ。しかし、これは形態委員会に任せます

から、その答申でやりなさいということで、答申が出て方針決定をしたというところだと思いますけど、まずこの内容についての確認、再確認させてください。ここまですが私たち議会の流れだと思うんですけど、建てかえについては今、そこについてはまだなしで、まずは形態についてはそういうふうにして、地方独立行政法人までの方針決定がされているということの事実だけの確認したいんですけど。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

ただいま今井議員が言われたとおりでございます。
以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

それから、建てかえの問題については、先ほど事務長のご説明がありましたけれども、方針を示されているところでの話し合いはされてますけども、9月になって最終的なところが提案されるというところの理解でよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

はい。そのとおりでございます。

○議員 9番 今井 保利君

はい、わかりました。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

ですので、もう本当にしつこくなりますけど言います。今決まっておることは、病院は町民のために残しましょう、それは独立行政法人にしましょう、ここまでは議会の私たちの委員会にも、町民の方にも広報でいろいろご説明があつてる、これが一つ。あと、建てかえるか建てかえないかについては、9月の時点で、まあ、一応方針は決まってるんですけど、それについては議会も、町民にもきちんとした理解を進めるというのが現状ということを確認します。

それでは、その後、今後、どのように進めていくのか、そこについてのご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

今後の進め方についてでございますが、地方独立行政法人化には定款の議決、評価委員会の設置に関する議決、中期目標の議決、中期計画の議決、そのほかに法人設立の許可申請、理事の選出、新給与制度の構築、年度計画の作成、現条例規則の改廃及び新規規定の作成、新法人の規定の作成など多くの事務処理が必要となります。このため、本議会に地方独立行政法人化の支援業務委託費の補正予算を上程させていただきます。この補正予算を認めていただければ、平成27年度からの地方独立行政法人化に向けた移行事務を進めていきたいと考えております。

また、地方独立行政法人化への移行は、現在、勤務している病院職員にはその身

分や給与にかかわることは大きな問題であり、病院職員の理解を得た中で行う必要があると考えています。したがって、今後、職員組合との交渉など丁寧に行い、病院職員に理解を得られた中で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今回の予算に上がっているということで、私ももう予算案を見ておりますけども、昨年、一昨年でしたか、我々議員の一部と執行部の方で地方独立行政法人の1カ所を見に行きました。日本で一番もうかっていると。その中でも、私も出席しているいろいろお聞きしたんですけども、やはり一言にもう一番もうかっている、日本で一番もうかっている地方独立行政法人もいろんな問題を抱えてるんですね。その辺もぜひフィードバックをしながら、今回の委員会の中でも十分、議会としても委員会としても精査しますけども、ぜひその辺は間違いのないように、住民のためになるような進め方をお願いしたいと。もちろん、我々議会、これをきちんと審議しなきゃいけないと。

それでは、最後になりますけども、そこまで、今回の9月の議会でいろんなことが決まっていくわけですけども、今後進めていく上の中では、一番重要なことはこれだけ、今さっきハード事業でいろんなお金たくさんかかることもありましたけども、地方独立行政法人になったとしてもお金もたくさんかかるし借金も抱えていかなきゃいけない、いろんな課題がたくさんあると思いますので、これから先進めるに当たっては、我々特別委員会も最初にご報告しましたように、やはり一番重要なのは住民への周知、もちろん、議会へも周知していただいて、議論を尽くして、よりよいものにつくり上げていかなければいけないと思いますけど、その辺のお考えについてのご回答をよろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

お答えいたします。

今年の3月から新病院の基本計画の策定に着手して、先ほど事務長が申しあげたように策定に着手しておりますが、今月末、9月末までに素案がまとまる予定でございますので、近々その内容をお示しできるものと考えています。

基本計画は今後、新病院の基本設計、実施設計を策定するために、大変重要なものになります。また、町民の皆様には新病院についての説明を行うための資料となるものでありますので、広報あしややホームページ、また住民説明会を開催して、十分にご理解していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

先ほど事務長が答弁いたしました但、私からも独法化について若干の補足をさせていただきます。

将来、地域における町立病院の目指すべき医療を提供していくためには、医師の確保はもちろんのこと、医療を取り巻く状況の変化など、その対応のスピードが必要となります。そのためにも、今後の町立病院の経営形態につきましても、病院に権限があり、あらゆる面で意思決定が機動的かつ柔軟に行える地方独立行政法人への移行が最も望ましいと考えております。

なお、医師の確保のためには、医師の給与体系の抜本的な改定を早急に行わなけ

ればなりませんし、そのほか勤務環境の改善に加え、学会や研究会参加など研修支援対策の強化などの条件整備が必須です。これらの条件整備がなされれば、独法化による医師の身分が非公務員化することのメリットなどを勘案すると、今後の医師の確保にはそれほどの困難性はないと考えております。

さらに、看護師、薬剤師の人材確保ということも非常に重要でございますが、その採用にかかわるいろんな手続などが独法化することによってスピーディーに行えるということで、そのメリットを受けられるものだというふうに考えておりますし、いわゆる、その努力したことによる効率給付ですね、そういうことも病院の判断でできるということもありますので、独法化によって医療職、先ほど申し上げました、医師の確保ということに関しては、随分いい状況ができ上がるのではないかとこのように考えているところでございます。

ただし、私が病院で診療している患者さんなど、町民の方から病院の将来について個別に質問されることがあるのですが、よくお聞きすると独立行政法人化とそれと病院の建てかえにかかわる基本構想ということが混同されている方が結構いらっしゃいます。さらに、独法化すると町立病院が芦屋町の病院ではなくなるんではないか、要するに、無軌道に動き始めるんではないかというふうな懸念あるいは誤解を持っている方もいらっしゃいます。

そこで、独立行政法人の仕組みを再度この場で説明をしたいと思います。

地方独立行政法人の業務運営の仕組みは設立団体の長、当病院では町長ですが、業務の目標を示した上で、法人にその達成手段についての広範な裁量権を与えて、法人の責任と権限において業務を行わせ、事後的にその達成状況をチェックする、いわゆる目標による管理の考え方を根幹として構成されております。その仕組みとしては中期目標、中期計画、年度計画、年度業務実績評価から成り立っております。中期目標は、町長が策定をいたします。これは、あらかじめ評価委員会の意見を聞いた上で町長が作成をし、議会の議決を必要といたします。

中期目標の内容としては目標期間、これはおおむね3年から5年でございますが、この目標期間を定める、それと提供するサービス、その他業務の質の向上に関する事項を定める、業務運営の改善・効率化に関する事項を定める、財務内容の改善などを定めることになっております。

中期計画はこの中期目標に基づき法人が作成しますが、町長の認可を必要とし、さらに議会の議決を要します。

年度計画は、中期計画に基づき法人が策定し、町長に届け出をいたします。

年度業務実績評価については、法人により評価委員会に報告し、その評価を受けなければなりません。評価委員会は評価結果を町長に報告し、町長は議会に評価結果を報告することになります。

さらに、評価委員会のメンバーは町が任命いたしますし、また病院の管理者、これは法人の理事長と監事——これはさら監事でございますが——も、町長が任命することになります。

以上のことから、病院の運営が迅速に行えるメリットを持ち、一方、病院は町による十分な管理を受けることになります。さらに、町長と町議会の関係性は現状の地方公営企業法一部適用の状況と大きな差はないということになります。平たい言葉で申し上げますと、病院は芦屋町の持ち物であることには変わりがなく、病院と町、町当局と議会の関連は大きく変わらないということでございます。

先ほど申し上げましたように、新病院建てかえの基本計画について、町民の方へ

のご説明には十分に配慮してまいります。ホームページに掲載いたしますし、広報あしやあるいは病院が独自に発行しております広報誌にもその概要をご説明していきたいと考えております。また、住民説明会の開催も当然のように予定しております。

さらに、町民の方の生の声をお聞かせいただく会も計画しております。これは、区長会にお願いをして、私と事務長が自治区ごとに、これは30自治区あると聞いておりますが、この30自治区を個別に別途訪問いたしまして、病院の将来像についてご説明をする機会を設けていただいているところでございます。膝詰めでお話をする事により、町民の方々のご意見をいただき、病院の将来について十分なご理解を得られるように努力してまいります所存でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

ありがとうございました。これから、9月の審議が終わったら、このいわゆる基本計画というのが出てくるわけで、で、我々も議会全員で、先ほどから言ってますように、病院の存続はしなさいという結論を出しとる、それに一番いいのは独立行政法人であろうという形で今きておって、基本計画でいわゆる骨組みができ上がるわけで、今、病院長が最後にご説明になりましたように、たくさんのいろいろな意味で町民にご説明をいただけるということですから、ぜひそういうことをするというのも、逆にもう一つPRするぐらいの手厚い町民へのご説明をしていただいて、ぜひ我々委員会でもまとめましたように、町民の最後のとりで、いわゆる地域医療の最後のとりでとしての病院を存続させるためには何がベストかということ、我々議会も一生懸命頑張りますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ここでしばらく休憩いたします。再開は11時25分からいたします。

午前11時17分休憩

午前11時25分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。病院長、引き続きよろしく願いいたします。

今井議員のほうから病院の建てかえ問題、独立行政法人の経緯等が聞かれましたので、私のほうは住民への周知、職員への理解、そういったところを中心に聞いていきたいと思っております。

今の病院長の答弁の中でも、本当にやっぱり医師の確保をするのが大変だということで、そういった点で努力されてるという点はつくづくわかりました。そういった点で今後も住民に対して十分な医療を提供できる自治体病院、町立病院であるた

めという立場から質問いたします。

それでは、まず第1点目に、地方独立行政法人が制定された際に、参議院では地方独立行政法人への移行に際しては、雇用問題、労働条件について配慮し、関係職員団体または関係労働組合と十分な意思疎通を行うとの附帯決議がなされました。町は病院職員との話し合いや説明は行ったのでしょうか、まず最初に伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

平成24年10月末に経営形態の答申が出された後、同年12月から病院職員に対して地方独立行政法人化の説明を行ってきました。答申では、芦屋中央病院の経営形態については今後の医療機能を実現するために、医療従事者の確保が重要であり、そのための必要な改善を行っていくには、地方独立行政法人への移行が最も望ましく、その移行時期については、移行によって経営改善が見込まれることから、おおむね3年をめどに地方独立行政法人への移行が望ましいとされています。

平成24年12月、病院職員に対して経営形態検討委員会の答申の報告を行いました。国が示している経営形態の選択肢は地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人、指定管理者制度、民間譲渡の4つです。病院職員への説明では、経営形態委員会で検討された4つの経営形態の特徴、その検討内容を示しながら、町内での医療の提供が持続されること、経営や医療職員の採用、外部環境などに機動的かつ柔軟な対応が可能なこと、現職員の身分に関することなどを総合的に検討した結果、地方独立行政法人への移行が最も望ましいとの答申に至った経緯について説明を行いました。

平成25年3月、病院職員に対して地方独立行政法人化のアンケートを行い、4月にはその結果について病院職員に報告を行いました。このアンケート結果では、75%の病院職員が不安を感じており、そのほとんどが給与・身分に関するものであります。6月には、アンケートや別に募った意見要望事項を集約し、このことに関して回答を行ってきました。しかしながら、最も関心のある給与など処遇に関する具体的な事例については、新給与制度の構築ができていないため、病院職員に具体的なものを示すことができないことから、現段階では十分な理解は得られていないと考えております。したがって、今後も病院職員に理解を得られるよう、病院職員や職員組合ともよく話し合いを行い、丁寧な説明を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

私のほうからは、職員労働組合への説明の経緯ということでご説明いたします。

平成25年7月4日、芦屋町職員労働組合へ申し入れを行いました。内容は、地方独立行政法人への移行に伴う職員の身分及び処遇に関する基本的な事項についてでございます。申し入れ事項につきましては、7月16日、職員の身分、給料、諸手当、退職手当、健康保険及び年金の加入などの説明を行っております。

その後、8月7日に組合のほうから申し入れ書に対する確認事項がありましたので、8月23日に事務折衝の場を設けまして説明を行っております。結果としまして、職員組合とは職員の身分及び処遇に関する基本的な事項について合意いたしま

したので、9月2日に確認書を取り交わしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まあ、職員には説明は行ったということで、それから職員労組との間では基本的な合意は一応受けているということですが、町の職員については、職員の組合員もおられますし、また組合員でない方もおられます。それから、職員の中には正規の職員もおれば非正規の職員の方もおられます。組合員との話し合いは組合を通じてやられましようが、その、組合員でない職員、また臨時職員についてのその、細な説明、それから組合員からは基本的合意を得たというのであれば、そういった、その組合員でない方の職員からや臨時職員からのそういった合意とか、そういった点はどのようになってるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

お答えいたします。

川上議員がご指摘のように、いろんな形態の雇用者がおりますので、最も重要なことは、先ほど申し上げましたように、労組組合員のことでございますが、非組合員あるいは非常勤雇用の職員についても、十分な意見を取り入れるように今後努力していく予定でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

職員組合が、この独立行政法人の説明を受けた後に組合としてアンケートを組合員にとっております。そのアンケート調査の結果を見ますと、やはりさっき事務長が言われたように、まずやはり給与面とか待遇面、そういったものに対してやっぱり大きな不安を持っているということが確かにあります。

それとまた、あるのは「やはり今は地方公務員法に基づいて全てが決められているが、今後どうすればよりよい職場環境となるのかが不安」とか、また「公務員でなくなっても同じじゃないかという、こういった説明もあつたが今まで公務員として働いてきた私たちにとっては何もかもが不安である」と。それから、「病院の経営に関しては独立行政法人化をしてどのような病院になるかなど具体的な情報が欲しい」とかいうことですので、確かに、給与面については今後の話し合いの中で具体的に出さないと見えないと思いますが、やはりその公務員でなくなること、そして独法になったときの病院がどうであるかという、そこら辺がまだ十分に理解できてない中で独法の話が進んでるというところに、やはり職員の方は大きな不安を抱えてるんじゃないかなというふうに思います。

公務員については、一般的に、例えば、民間に働く人たちとどういった点が一番違うかと言え、やはり公務員に採用されたときには、まず最初に宣誓を皆さん方したと思います。それは、「私は、ここに、主権が国民にあることを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務に執行することを固く誓います」ということで、やはり

一般的な人はただ、自分の労働力を売って賃金を得るということになってますが、公務労働者というのはやはりその全体の奉仕者として誠実かつ公務に職務を執行するという、そういったことを踏まえて仕事に当たるという点では、私は病院の医療従事者でもやっぱり大きな差があると思います。

確かに、こういった立場で芦屋町の役場の職員の方、また病院の職員の方がやられてるか、100%やられてるかと言え、それは疑問な点もありますが、しかし、こういった、基本的な理想を持って働いてるところにやっぱり公務労働者としての誇りがあるんだろうと思うんで、そこら辺がやはり一律的に独立行政法人になったんであれば、もう公務員でなくなるというところを受け入れろと言っても、やっぱりなかなかそれはできないことだと思います。そういった点では、先ほども言われましたように、十分丁寧な話し合いを行っていくということが必要だと思います。

組合は、一応もう基本合意は9月2日に行ったということですが、それでもなおかつまだ不安な方は多いと思いますんで、やはり今後の話し合いの中で十分そういった点を払拭できるようにしていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

ただいま川上議員がご質問された件については、病院の執行部、いわゆる私、事務長など運営会議のメンバーでございますが、十分に承知しております。さらに、これは昨年から職員への説明会を何度も行っておるんですが、その説明会の中でもいわゆる先行して独立行政法人化した自治体立病院、これは非常にうまくいっているところうまくいってないところあるんですが、そういう病院の職員とのいわゆるカウンターパートと申しますか、薬剤師は当該病院の薬剤師、看護師は看護師、そういうふうな、いわゆるうちの病院からの、執行部のほうからの説明だけではなくて、現実にそういう独法化した病院に努めている職員の方とお互いの立場で十分な意見交換できるようなことを考えてはどうかということは提案をしておりますし、現実に先行している、まあ、非常にうまくいっている病院でございますけれども、そういう病院の病院長あるいは事務長などと、そういう会合を持っていただけないかということは要請をしておりますし、現実にそういう病院のほうから構いませんよというお返事はいただいているところです。私たちの病院としての説明のほかに、そういう先行した、うまくいっている病院との職員が話し合うことによって不安が払拭されていくものであると思います。

先ほど申しあげました、非常にうまくいっている病院というのは、川上議員が先ほどおっしゃいましたように、公務員でなくなるということに対する不安、その他もろもろの職員の不安というものが先行してる病院では非常にうまく解消されておりますし、さらに利用していただける患者さんからの評判も大変いいということでございますので、そういう病院との話し合いみたいな場を町立病院の責任として設けていくということも考えているところです。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういったことをぜひやっていただきたいと思います。しかし、そういったふうになれば、私はなぜ平成27年までに独法化しなければいけないかという、そうい

った点が、ここをやっぱりその、強引に押し進めること自体が必要かというふうに思います。確かに、財政的な問題とかそういった部分も含めて27年ということが出てまいります、そうすれば独法化を実現させる、逆算から言えば、先ほど言ったような、事務長が言ったようなスケジュールをとらなければいけない、そういった点では8月いっぱいじゅうにその労働組合との基本合意を得なきゃいけないという、そういった中での基本合意をとるという形になると思いますので、そういった点で今後はやっぱりその27年ということにこだわらず、やっぱりそこで働く人、そして住民、そういったものが納得した中でこういったことを進めることが必要ではないかなと思います。

特に、ILO——国際労働機関というのがありますが、これは公共サービスについてのILOの考え方というのを出しています。これは2005年に出された「公共サービス改革における社会対話の強化のための実践ガイド」という中では、公共サービスの価値ということについて、「公共サービスの価値は、職員に対する人間らしい労働雇用条件を土台としており、それが公共サービスの質と効率性を保障している。民間部門の価値と原則が導入されるなら、公共サービスの質と効率性は危険にさらされることになる。公共サービスの計画と実施の全ての段階で労働者と労働組合、サービス利用者を全面的に参加させるとき、公共サービス改革は効率的で効果的、質の高いサービスの提供という目的を達成することができる」としています。

そういった点で、労働者や労働組合員、そういったところに十分話をして納得した中で進めなさいということを書いてます。そして、国内ではこれを基本にして、お手元に配ってあります公共サービス基本法というのが、平成21年に制定されています。これは、国会で全会一致で制定されたものです。この中の第3条の第4項には、「公共サービスに関する必要な情報及び学習の機会が国民に提供されるとともに、国民の意見が公共サービスの実施等に反映されること」としています。

また、第2章の基本施策の第9条国民の意見の反映等というところでは、「第9条、国及び地方公共団体は、公共サービスに関する施策の制定の過程の透明性を確保し及び公共サービスの実施等に国民の意見を反映するために、公共サービスに関する情報を適時かつ適切な方法で公表するとともに、公共サービスに関し広く国民の意見を求めるために必要な措置を講じるものとする」というふうにして、やはり日本のその法律の中でもやはり、住民へのというか、働く人へのその情報の提供と十分な説明、そういったものはやりなさいということは法律でも、条例でもちゃんと決められているわけなんです。そういった点に立って、やはり十分なその意見の反映と合意が必要ではないかというふうに思っております。

先ほどのことですが、組合員でない非組合員や臨時職員、こういった人たちの合意というのは、労働組合として、全体としての合意はとってますが、これら個人の合意についてはどのようにしてとるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

私たちもその手法についてはこれからしっかり考えていこうと思っておりますが、組合の場合には当然執行部、病院にもそういう役員がおりますので、そこで集約できるんですが、それ以外の方に関しては、個別にお話をするようなことも考えております。ただ、組合の、要するに、組合活動に障害を与えるというふうなおそれもございますので、そういうことに配慮しながら個別の職員の意見を集約してい

きたいというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

はい、わかりました。

それでは、独立行政法人化の大きな理由に、医師の給与を上げて医師の確保を図るためと説明されてますが、先ほど病院長も言われましたように、それだけではなくてやはりスタッフがそろわなければ成り立たないという問題もあります。最近、病院の職場の人の話を聞きますと、独立行政法人化、こういった話が出る中で、看護師の離職が大きな問題になってると。やはり独立行政法人になるという、そういった話の中でやっぱり不安を持ってほかの病院に移るといった職員もふえてるといったことが言われます。

それとまた、今度、きのうの初日でも職員給与の提案がされましたが、これが認められれば当然病院職員の給与も一律にカットされるということになります。そういった点では、こういった離職が加速していくということも考えられますが、こういったことに対して、今、離職対策はどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

川上議員が今ご質問されました離職の関係でございますが、これは、数年前に離職率がかかなり高いということで問題視しておりまして、ただ、これはうちの病院だけの問題ではございませんで、非常に看護師さんの帰属意識というか、そういうものが若干最近希薄になっておりまして、いわゆる雇用の流動化みたいなことがおこっております。

その中で、うちの病院の離職者も出ているというふうに理解しておりますし、ここ数年は離職率が低くなっていたところなんですけど、今回おやめになった方に関しても、当然のようにそのおやめになる理由というのは調査しておるわけですが、「独法化をするので不安だ」という声は聞いておりません。多くはご家族のいろいろな理由、旦那さんが転勤をすとか、それとかお父さんお母さんの介護が必要となったので勤務が続けられない、専念したいということでおやめになっている理由が多くを占めております。先ほど申し上げましたように、独法化をする、あるいは公務員でなくなることに對する不安が離職の大きな理由ということにはなっておりません。

とは申しましても、離職が一時的に起こっておりますので、これに對する対策は看護部長などと協議をした上で、今後改善をしていきたいというふうに思っています。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

はい、わかりました。

それでは、経営形態の検討委員会の答申の中で、まあ、出とるんですけど、一つはやっぱり今後職員の給与を具体的に決めるということにもなるでしょうけど、経営形態の中で私が疑問に思うのは、「現状の人件費構造について」という中で、「看

護師及びコメディカル職員については、勤続年数と所定内賃金を民間企業の統計と比較したところ高くなっており、給与構造を見直す必要があると結論づけられた」というふうに、こう書いてあります。

それと、「病院が現状を改善するための対策として、病院が移転・建てかえをした場合は多額の投資をすることになり、企業債等の返済のためにも経営の安定化が求められる。そのため、費用の中でも最も多くの割合を占める給与の適正化が求められる」というふうにこう書いてあります。こういったところを読みますと、どうしても給与を下げていって人件費を減らしていって、それで健全経営化をしていくというそういった道筋に思えるんですが、その点は町立病院としてはどういったふうにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

給与比率に関しては、健全な病院経営の一つの指標として50%とあるわけですが、そういうものを目指していくというのが病院の経営をあらわすための一番いい指標だというふうに考えているところで、これはうちの病院だけではなくて、ほかの私立の病院でもほかの自治体立病院、公立病院でもそういうことは言われるわけです。

実際に50%を目指していくというのは、その文言だけを表向きで捉えると、要するに、川上議員がおっしゃるような、給与を下げていくというようなことにつながるというふうに捉えられますが、実際は病院を建てかえ、それで独立行政法人化をして経営を効率化していくことによって収益を上げていけば、それは給与を下げなくても理想的な給与比率に持っていけるということです。

要するに、病院の収益を上げていくことによって給与比率を守ると、下げるという考えというのはやや短絡的ではないかなというふうに思っているところです。そのためにいろんな施策を、お願いをしているということです。

それと、給与表に関しては、今後この議会で追加補正予算を認めていただいて、実際にコンサルを入れてそこからいろんな検討を進めていくわけで、まだ職員には提示ができないということで、不安を招いているというのも理解をしております。実際には、その不安のない形で今後の職員との話し合いを当然していくつもりではございますが、正確に決まったものがないのに、「捕らぬ狸の皮算用」みたいなお話をすることが適切ではないということで、今までも職員に対する説明がやや足りてないのは事実でございます。今回、予算をお認めいただければ、早急にその給与表などの条件を職員に提示した上で、理解を求められるように努めていきたいというふうに思っています。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まあ、職員や組合員、そういった方々、本当にやはり十分わからないというのがやっぱり率直な意見だと思います。そういった点では今後、やはり丁寧な、適切な説明を丁寧に行っていただきたいというふうに思います。

続いて、2点目の、今度の6月14日の全員協議会には地方独立行政法人化を目指すことが報告されました。しかし、この決定に当たって、どのような形態で協議され決定されたのか、また住民の意見等はどのように反映されているのかというこ

とを、これはやはり先ほどの公共サービス基本法に基づくと、やっぱりこういった決定をする中には住民の声や意見を反映しなさいということが書かれております。その点がどのようになっているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

平成24年10月末に出されました経営検討委員会の答申を受けまして、町では芦屋中央病院の現在の課題を踏まえた中で総合的に検討いたしました。その結果、平成25年6月に、芦屋中央病院は27年度からの独立行政法人化を目指すということになりました。

独立行政法人化を目指すという理由につきましては、医師を含む医療職員の確保が非常に厳しい状況にあり、特に、医師や看護師不足は患者の信頼性という問題などが生じています。また、これにより収益の確保ということに波及するおそれがございます。これらをできるだけ早期に改めることが喫緊の課題でありますので、独立行政法人化に取り組み、柔軟かつ機動的な運営体系を組織したいと考えております。期日につきましては、第三者委員会から提案がありました、おおむね3年をめどにということ平成27年度を目標年とする方向性をお示したところでございます。

以上のことにつきましては、25年6月11日民生文教常任委員会、6月14日には議会全員協議会で報告をいたしてるところでございます。住民の皆様には今後、広報あしや、ホームページにおいてお知らせする予定でございます。

また、先ほど、院長のほうで申し上げましたが、自治区にも伺い、今後丁寧な説明を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今後、10月1日の広報あしやですね、住民説明会を行うということ、それはそれで結構なんですけど、私が言ってるのは、やっぱり独立行政法人にしますという決定をしたときに、その、どう町民の声を吸い上げてそれに反映しているかということで、決定してみましたということを決めて住民説明会や広報あしやに載せても、住民はもう、それはもう仕方がないことかなというふうにしかならないので、そういった点ではやっぱり論議をする中で、住民の声を吸い上げて公共サービスを充実していきなさいという、そういった公共サービス基本法の精神にやっぱりのっとっていくのなら、もっと前にすべきじゃなかったのかなというように思います。

平成25年の一般質問のときも、私はやっぱりそういった住民の声を聞くために、例えば、地域医療シンポジウムとかそういったものをやるべきではないかという、そういったことも提案をしていましたが、そういったことがない中で独立行政法人化の決定ということも行われたわけですが。

しかし、今後、最初に事務長のお話にもありましたように、病院の40億円を超える建てかえ移転と経営形態を地方独立行政法人にしていくという、こういった、その、住民にとってやっぱり大きな問題になるわけなんです。それをやはりその、こういった広報と住民説明会、それと先ほど院長が言われましたように、区長会を通していろんなところにお話に行くという、そういったことは大変結構なことだと

と思いますが、やはりそれだけでいいのだろうか。

例えば、前回の病院を建てかえるということをやって、広報に載して、そして住民説明会を3カ所やっても、住民説明会の参加者は、まあ、数十人という規模でしかなかったわけですね。そしてまた、住民からはいろいろな、その建てかえに反対するような声なんかも、その、ビラに出されるとか、そういった状況も起こっているわけです。

私は、やっぱりこういった大きなことをやっていくなら、住民の合意を得た中でやらねばならないんじゃないかなということ、やはり、その、芦屋町の将来の地域の医療の拡充を、充実をどうするのか、こういったことをした全町民的な地域医療シンポジウム、そういったものをしていって病院の建てかえとか独立行政法人だけの問題じゃなくて、将来、この芦屋町の地域医療をどうするんだというところをまず全町民的な論議の中でから、住民の合意を得てから、こういったことをやっていくべきではないかと思いますが、そういった点ではこういった医療シンポジウム、こういったものを今後考えていくという考え方はないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

ただいまの川上議員のご質問でございますが、確かに、おっしゃるとおり、いろんな住民の意見を聞いた中で医療を提供していかないといけないというふうに考えております。医療を提供するに当たっては、当院だけではなく医師会、そういったところの協力も踏まえながらやっていかないといけないところというのがありますが、これから国が示しております医療のあり方というものにつきましては、やはり少子高齢化という問題がございます。

これに関しては、国のほうもやっぱり地域で、地域全体で高齢者の医療、介護を含めた、それともう一つ、地域での生活、そういったものを総合的に関係者が連携してやっていかなければいけないというふうに国のほうも示しておりますので、そういった意味では議員がおっしゃる意見も確かに一つの方法であるかと思いますが、現在のところ、そういった考えはございません。しかしながら、これからの地域における医療のあり方というものを町民の皆様には十分説明をしていく中で、理解をしていただけるよう努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

今、事務長が申しあげましたように、町民の方への説明は今後も十分行っていきたいと思うんですが、先ほど川上議員もおっしゃいましたけども、住民説明会の参加者がそれほどたくさんではなかったということに関しては、私たちも非常に残念なところでございまして、ということで、まあ、しかし、ああいうそのオフィシャルの席で発言ができる方というのは非常に、町民の中にも多くはないと思いますし。そういう意味で、フランクに膝詰めでお話ができる自治区のほうに私たちが出向いて、いわゆるその声なき声を酌み上げると申しますか、そういうふうな形のほうが合っているのではないかとこのように考えたところでございまして、川上議員がおっしゃった、いわゆるそのあり方のシンポジウムというようなことも意味がないとは申しませんが、住民説明会のときに参加者がそれほど多くなかったということ

考えますと、そのシンポジウムにどのような効果があるのかということに関しては、若干疑問があるところがございます。それより、先ほど申し上げた、自治区を回って、30カ所あるんだそうですが、これを一度、一回りでも二回りでもして小さな声を拾い上げて大きなものにまとめていくと、というふうな努力をしたいというふうに考えているところです。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

とにかく今後も町民に対しての十分な、丁寧な説明をしていって理解を得るようにしていただきたいというように思います。

次に、公契約条例について伺います。

公契約条例の目的は、町が発注する請負契約において、その契約に基づく業務等に関して、自由業に従事する者の適正な賃金や労働条件を確保し、労働者の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、過当競争、不当なダンピングの排除、地域社会の活性化に寄与するものであります。全国でも制定する自治体がふえていますが、福岡県では直方市が制定を進めています。芦屋町としては、この契約条例をどのように認識しているのか、また公契約条例の制定について、どのように考えているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

公契約条例ですが、平成21年の9月に全国で初めて千葉県野田市で制定されたものです。平成24年の12月時点で千葉県内、神奈川県内など、関東を中心に7つの自治体で制定されてるという内容でございます。

この条例に関しましては、先ほど議員さん配られてました、国の公共サービス基本法、この中条項の中で、「国及び地方公共団体は安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする」という規定に基づき、これを実行するためには公契約条例が必要であるという考えで各団体取り組んでいるものと認識しております。

福岡県内では、今年になって直方市で公契約条例策定審議会が設置され、現在、検討が進められているという状況でございます。現状では、各団体の条例が施行されて間もないこと、それに全国的にも制定団体が少ないこと、メリット・デメリット、効果等の情報が少ないということですので、他団体の動向を注視しながら対応していきたいと考えております。

何よりも、国における基本の方針や国レベルでの法整備、こういう措置をすることがまず第一だと認識はしております。国会における最低賃金法と公契約条例との関係に関するやりとり、他団体での制定に向けての議会でのやりとり、それから直方市での審議会でのやりとりと、現在、情報収集は進めておりますが、いずれにしても、現段階では福岡県内の制定状況や近隣市町での取り組み状況を総合的に判断して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、課長が答弁されたように、これも公共サービス基本法の第11条の中に、「公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備」という中で、「国及び地方公共団体が安全かつ良質な公共サービスが適切かつ確実に実施されるようにするために、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講じるよう努めるものとする」という、こういったところから、公契約条例が制定されてるわけなんですけど、この間、芦屋町においても公契約の改革が行われてきたと思いますが、この間どのような改革を行ってきたのか伺います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

公共工事の発注制度、入札制度につきましては、平成21年度から改革といいますか、今現在、施行中ですが、最低制限価格の見直し、それから前払い金の見直し、契約保証金制度の見直しということで、順次、数値的、内容的には緩和していく状況の中で、この公契約条例の中でうたわれてます、労働環境の改善につながるものということで改善している状況でございます。

具体的には、20年度最低制限価格につきましては70%でしたが、翌年、21年度から見直し70%ですが、その後80%、現行では80%と82%という体制の中でやっています。契約保証金制度、前払い金制度につきましても、上限額の緩和なり最低額の緩和ということで対応している状況で、そういうことをすることによって、従業員等の賃金、労働条件というのがある程度確保できると、経営者側にとっては資金確保等が確実にとなると、可能になるということで、そういうのに効果が発せられるものというふうに理解しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まあ、町も一定、そういったふうに改革して努力はされてますけど、全国的にも一般競争入札を取り入れていく問題やまた総合評価方式、こういったものについてもどんどん取り入れていってます。しかし、こういった改革をする中でもやっぱり下請業者、業務に従事する労働者についての配慮がないために、低価格入札の問題がやっぱり解消されずに、結局、そのツケは下請の業者、さらに、そこで働く労働者へとしわ寄せがされていってます。そして、労働者の賃金の低下を招くという、こういった状況になっているわけです。

それで、国のほうから、本年の3月に国土交通省から建設業に従事する技能労働者の賃金水準の確保についてということで、地方自治体や建設業界に要請がありましたが、町はこの要請を受けて町発注の工事についての労務単価の改定は行ったのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

都市整備課等での設計については、そのような反映をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まあ、大体、労務単価の改定が平均15.1%行っているわけです、引き上げているわけですね。これより末端労働者の賃金は本来的なら上がらなければいけないんですけど、しかし、それがなってるかどうかという問題ですけど、今、町はそういった契約によって受けた労働者のその末端価格の賃金、こういったものを把握してるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

把握しておりません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

これは、民民の問題であるとかそういったところも考えられると思いますけど、公契約条例を制定しますと、こういったところの末端労働者が幾らであるとか、そういったところを調査し把握して、そしてそれによって、それが適切な賃金であるかどうかというところを判断するわけになります。そういった点で、その、町が公契約条例によって指定された賃金より低かった場合には、それを指導して賃金を上げなさいという、そういった指導もされるという、こういったことが公契約条例ではできるわけです。

まず、全国的には野田市が公契約条例を制定しています。公契約条例の前文と目的について紹介いたします。

地方公共団体の入札は一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきましたが、一方で低入札価格の問題によって、下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招く状況になっています。このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは一つの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講じることが不可欠であります。本市はこのような状況をただ見過ごすことなく、先導的にこの問題に取り組んでいくことで地方公共団体の締結する契約が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したいと思う、この決意のもとに公契約に関する業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るため、この条例を制定する
となっています。

そして、その目的で、第1条では「この条例は、公契約にかかわる業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該事務の質の確保及び公契約の社会的価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らせることのできる地域社会を実現することを目的とする」というように、崇高な理念のもとで野田市議会では全会一致で可決したという法律であります。

こういった法律について、内容について、町長はどのようにお考えでしょうか。その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

その公契約条例という、私もいろいろ調べさせていただいたわけですが、やはり今7つの市で、条例をやっていると、全国で7つ、じゃあ全国でまだ7つしかないのかということの一つを考えなければならないのではないかと思います。いろんな問題がこの中には、資料読みますとあるわけございまして、地域性の問題もあります。

そして、やっぱり労働者の賃金の問題というのが大きな、少数というのが大きなことであろうかと思いますが、一方、結局、今、規制緩和の時代でございまして、競争が、いろんな業界の中で激しいわけございまして、労働者の賃金だけが保障されて、じゃあ他の物品等、そういう価格競争もあるわけございまして、ただ単にこれをやると、じゃあその事業は、果たして企業は成り立っていくのかどうかという問題も中であるわけございまして。

このことにつきましては、慎重にやはり取り組まなければならないと思っておりますし、賃金につきましては、やはり最低賃金というのが国のほうできっちり決められておりますので、さらにそれを踏み込んだ中の公契約条例と、私はっております。まだまだいろんな形の中で検証することが必要ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

言われるように、まだ全国では7つしか制定していません。それは、なかなか、今言われたように、業者の方々との問題とか、いろんな問題、法的な問題もありますが、国のほうとしてはこういった、最低賃金法を上回る賃金を条例化しても問題ないというようなことは、こう言われてますけど。ただ、やっぱり、例えば、なぜその国の公契約法を制定をすればいいじゃないか、町がする必要ないじゃないかということもよく言われますが、かつて情報公開条例、こういったものも国よか10年も先駆けて、1982年に山形県でも金山町が先駆的に制定し、そして翌年に神奈川県と埼玉県が制定して、そして今や全国の自治体はその、これは当たり前だということで合意をしとるということで、国がなかなか進まないのであれば、町がやっぱり率先して行って、こういった条例をつくって行って、そして国に迫っていくという、こういったことはいろんな条例でから、法律でこうあってるわけです。

その点からも、やはり芦屋町において公契約条例を制定することによって、税金によって行われる公共工事などでワーキングプアをつくらないという、こういったことをすることが必要だと思いますし、また何よりも、先ほど町長が最低賃金があるということを言われてました。しかし、その最低賃金がそれぞれの県で決められてますが、福岡県では701円というようになってますが、この最低賃金で働いていても、働く人が生活保護を申請すれば、生活保護が受給できるというのが最低賃金のその水準なわけです。

そういった点では、最低賃金があるからそれで人間らしい生活ができるんだということにはやっぱりならないということで、特にやはり公で行う仕事については、そういったふうに、その、ちゃんとした人間らしい労働ができるという、そういった賃金にしなきゃいけないというふうに思います。

それと、何よりも自治体の職員、まあ、ここにおられる方は正規の職員がほとんどですが、自治体の職員の方の中にはもう4割近くはその非正規の臨時職員、そういった方々がなってます。そういった方々はほとんどが最低賃金ぎりぎり雇用されてるわけです。

公契約条例を制定しますと、当然、公契約を制定するところの事業者には1,000円でしなさいと言って、自分のところのその臨時職員には800円でやるということではできないですから、官製ワーキングプアというの、やはりみずからこれを是正しなきゃいけないという、そういった立場に立てるとい、そういった点では本当にその賃金自体の、国民の賃金の底上げをやるという、そういったことができるということになります。

確かに、住民の税金を原資とする公共事業はできる限り安く無駄なく執行されることは当然のことです。しかし、公が行う事業が競争原理に任せてよいはずはありません。公共事業や公の役務には官製の品質の確保、市民サービスの向上と安全性の確保、地域経済の振興、地域建設業の健全な発展、労働者の生活や建設の安全な安定など重要な役割として求められています。

そういった点では、本町も入札契約のまだまだ努力が行われてますが、入札制度の改善だけではなく、公契約にかかわる労働者や下請中小業者や零細業者の低賃金や不安定雇用を改善することができないんですから、やはりぜひ公契約条例を制定していただくことを求めまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

では、ただいまからしばらく休憩いたします。再開は13時30分からいたします。

午後0時18分休憩

午後1時30分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、8番、小田議員の一般質問を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

お疲れでございます。8番、小田でございます。一般質問をいたしますが、限られた時間でございますので、答弁につきましては簡潔にわかりやすく、大きな声で自信を持って答弁してください。よろしく願いしておきます。

まず、第1点目でございますけれども、件名1として、自転車利用者の交通安全対策について。近年、自転車の利用者がふえ、それに伴いまして自転車が絡む事故も増加傾向にあると言われております。そういう中で、児童や生徒あるいは高齢者が安心して安全走行できるような対策を町のほうで講じてあるのかどうなのか、その辺からお尋ねをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、交通安全対策について、環境住宅課で実施しております事業について答弁させていただきます。

交通安全対策につきましては、町長、芦屋町交通安全協会、議会代表、区長会、教育委員会、PTA、交通事業者、警察署等の方々に構成された芦屋町交通安全推進協議会を年2回開催しております。

芦屋町が実施する交通安全町民運動がございますが、この実施について協議いただいております。それで、その協議いただいた後、実施しております。この交通安全町民運動は、福岡県の県民運動と同時期に実施しております。運動の基本としては毎回ルールを決めておりますが、今年の秋は子どもと高齢者の交通事故防止、これを運動の基本としております。これを基本として、それ以外に飲酒運転の撲滅、夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、この3点を運動の重点として掲げ、広報啓発活動を実施しております。

また、警察署を初め、地域や学校などと連携し、交通安全教室、自転車安全教室の開催や道路における啓発キャンペーン、春秋の町民運動では、町内13カ所において、通学児童への交通安全指導、広報誌及び広報車によるPR等により、町民一人一人に交通安全指導の普及浸透を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーを習慣づけることにより交通事故の防止を徹底づける、徹底を図ることを目的に実施しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

学校教育課のほうは児童生徒の関係でお答えしたいと思います。平成25年度において自転車と車の接触事故が小学校で2件、中学校で2件起こっております。いずれも軽傷で大事に至っていませんが、このような事故があった場合には、すぐにそれぞれの学校で全児童生徒に対して、事故に遭わないように注意をしています。

次に、安全対策ですが、小学校では毎年1回程度の交通安全教室を実施しており、4年生以上については自転車の乗り方の指導も行っています。24年度においては、芦屋東小学校、山鹿小学校で土曜日授業を活用して、折尾警察署の指導により、保護者も交えた交通教室を開催しています。

芦屋小学校では、平日、宅配業者の指導員から交通安全の指導を受けております。この宅配業者の指導員はクロネコヤマトの社員でありまして、実際トラックを持ち込み、トラックの運転席に乗せてトラックの死角がどこにあるかといった、業者の視点から交通安全を指導しております。

中学校では、登下校時にヘルメットを着用させています。また、年2回程度、生徒に対する交通安全のルールを指導しており、自転車通学を希望する生徒に対しては、自転車点検の際に2列で走行しないとといったマナーについても指導しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

自転車の利用者に対する安全対策、これについてはるるご説明がありましたけれ

ども、そういう中で、いろんな対策が講じてあるということは認識できるわけですが、自転車につきましては、利用する人たちがどのような認識を持っているかということなんですね。自転車といえども、これは決して侮ることはできないと思うんですね。事故や違反、そういうものにつきましては、他の一般車両と同じように道路交通法が適用されるということで、いろんな、指導者のほうはそういう認識はあろうかと思えますけれども、他方、学童とか生徒につきましては、そういう認識は余りないんじゃないかなというふうに思います。そこら辺の周知はどのようにされておるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

そのあたりにつきましては、各学校において交通安全教室の中で、児童生徒に徹底して事故に遭わないようにするにはこうなさいという形で指導をしておりますが、学校管理下を離れた場合におきましては、保護者の方に対しても交通安全に注意していただきたいというような形で、学校、家庭含めて連携をとりながら、交通安全、子どもを交通事故から守っていくという体制をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

交通安全対策につきましては、春、夏、秋、冬と、四季それぞれで交通安全県民運動が実施されておるわけですが、その県民運動の中での重点的な施策といたしましては、ご承知のとおり、飲酒運転の撲滅、それから、高齢者の事故に遭われないような対策の確立、3つ目に、やはりこの自転車の安全利用の推進ということがうたわれておるわけですね。県民運動の3つの柱の中の一環としてこれが掲げられておるわけですが、そういう、その掲げられておるその背景としては、いわゆる自転車の利用に対するいろんな事故がやっぱり多発しておるということで、社会問題になっておるという背景があって、交通安全運動の、県民運動の中の3本の重点項目の中の一つに、これが取り上げられるというふうなことになるというふうに思います。

自転車の法的位置づけについてはご承知だと思いますけれども、いわゆる道路交通法の第2条において、これは車両でありますよということはきちっとうたわれておるわけですね。そういうふうな法的に位置づけされておる以上はやっぱり違反とかいうことについても、あるいは乗り方についてもいろんな義務が課されておるわけですが、

その内容につきまして、若干申し上げたいと思うんですが、自転車につきましては、通行帯については車道が原則だと、歩道については例外ですよというのがまず1点あるわけですね。それから、車道の左側を通行するんだよというものも法的に定められております。それから、特別な例で歩道を通ってよろしい、いわゆる高齢者とか障害がある皆さん方については特別に歩道を走行してもよろしいですよ。しかし、その場合は、あくまでも歩行者が優先ですよという義務化もあるわけですね。

それと、安全ルールを当然守るということです。この安全ルールにつきましては、先ほどから話が出ておりますように、飲酒運転の禁止、これはもう当然のことです

ね。それと、二人乗りの禁止、それから2台以上での並進の禁止とか、それから夜間につきましては、前面にはライトを後ろには反射板等の確認ができるようなものの添付、これも義務づけられております。

それから、児童につきましては、13歳以下だったと思いますが、この子どもたちが自転車を利用する場合は、親御さん、保護者は安全のためにヘルメットをかぶらせるように努めなければならないというふうなものも、このたびの法改正でつけ加えられております。

そういうことで、自転車に乗る上においては、守るべきものがたくさんあるわけでごさいます、もしそういうことをしないで違反だとかいうような形のものがなってきたり、あるいは事故あるいは他人にけがをさせた場合はいろんな補償が、損害賠償ですね、そういうものが言われております。

大きな金額、自転車の事故でこんなかなというものがあられるわけですが、無灯火によって歩行者をけがさせたということで、平成8年10月に大阪地裁判決で2,580万円の損害賠償が認められたというふうなこと、あるいは傘差し運転、傘を差して自転車に乗って、あるいは携帯電話なんかを使いながら自転車乗って、そして歩行者にけがをさせた、そういう場合につきましても、平成8年にやっぱり大阪地裁で211万円の損害賠償が認められたと、いろんな形で自転車の絡む事故ちゅうのは大きいわけですね。

そういうことからして、先ほどから申し上げますように、啓発、これはきちっとやっぱりするべきだろうと思います。そういうことで、保護者の皆さん方あるいは自転車を乗られる高齢者の方々に対して、こういうことですよというような、理解を深めるような、活用といいますか、啓発がより一層必要であろうと思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

今、小田議員さんが言われましたように、近年自転車の事故が全国的にふえているということで、福岡県でもこの事故の状況はだんだんふえております。幸いと申しますか、芦屋町では平成23年、24年、それぞれ警察署の調べでは8件ずつと、7月現在では2件ということで、前年比マイナス1件ということでふえておりません。

ただ、この全国的にふえているという状況ということで、福岡県の警察本部ではその良好な自転車、交通秩序の実現のための福岡県警察総合計画というものも策定しております。これは、警察が取り組むもの、道路環境の整備、交通マナーのアップ、それと違反者の取り締まり等々について、警察ができること、県民、住民の方ができること、利用者ができること、市町村の取り組みというようなことが決められております。

小さな子どもさんから高齢者の方々まで気軽に利用できる自転車ですので、我々としても先ほど言われました、それぞれ自転車は車道が原則、歩道は例外というような、俗に、自転車安全利用五則というような言い方で交通安全町民運動の中でも周知しておりますが、そういった安全利用五則を保護者とか地域の方に啓発したり、それとか実際に、バイク、自転車で歩行者と事故を起こした場合には、多額の損害賠償が発生してる事例が出ております。そのため、刑事罰を受けたり、高額な賠償金を受けるような事例というのもあっておりますので、そういったその事故に対し

て、自転車を利用する子どもさんの保護者に対して、自転車運転による事故の事例とか、自転車事故で問われる責任などを具体的に啓発したり、自転車が加入できるような保険等の周知も必要かと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

自転車の安全利用に関しては、いろんな形で取り組みをされておるようでございますけれども、より一層啓発活動に取り組んでいただきまして、子どもたち、あるいは生徒、高齢者の方々が安全に利用できるように、より一層の啓発活動をしていただきますように、お願いをしておきます。

それで、1件目につきましては終わります。

続きまして、件名2の町有地の有効活用についてお尋ねをいたしたいと思います。

大君の旧ごみ処理施設の活用策については、去年の9月議会において調査を行う旨の答弁がなされましたけれども、その後の経過についてはどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

大君ごみ処理場跡地調査委託を5月24日に契約し、実施しております。埋立地のごみ層でのボーリングによる調査・分析でベンゼンが検出されました。数値は排水を対象とする環境基準にはおさまっていますが、飲料水としての基準を超えています。地下水、水質汚濁の環境基準はごみ層内の保有水等を分析するのではなく、飲料等を目的とした地下水を分析するもので、ごみ層内の保有水等を直接飲用することはないため、人の健康の保護に支障を及ぼすものではありません。また、漂流水の調査ではベンゼンは検出されておりません。ただし、町としてベンゼンがごみ層内もしくはその周辺でおさまっている確認をするため再調査をしています。結果は、今月の12日に出る予定です。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

町長の平成25年度の施政方針の中で、この大君跡地については、「大規模太陽光発電施設の誘致の検討と手続を進める」と言われておったんですが、その後のこの件についての進捗状況について、お尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

大君ごみ処理場跡地の有効活用として、大規模太陽光発電施設の事業誘致で検討を進めています。県の廃棄物対策課、環境保全課など関係機関との協議、先進地の調査、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や土壤汚染対策法の法令遵守、手続の確認などは行っておりますが、森林開発の考え方、貸付面積などについて、さらに検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

この処理場跡地につきましては、ご承知のとおり、平成2年に2億8,000万円程度の金額を投じて購入されております。一方、23年間、この間いろいろな検討がなされてきたわけでございますけれども、結局は活用策は策定されずに今日まで来ておるわけでございますけれども、社会情勢の変化といいますか、そういう背景の中で各地で普及している再生可能エネルギー発電設備の用地として活用できればということで現在、検討され、また調査もされておるということでございますので、できれば購入当時に覚書で交わしております、公害が発生した場合の云々ということもございまして、そういうことをしなくてもこの土地が有効に活用されるような今後の、展開といいますか、利用計画、そういうものについて何か前向きな内容があればお尋ねいたしたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

今現在、検討していますのは、先ほど申し上げましたように、大君処理場跡地の有効利用としての太陽光発電施設の事業誘致ということしか、今現在は検討はいたしておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

いずれにいたしましても、この処理場跡地を含めて、旧釜風呂跡地、その他、他の遊休地があるわけでございますけれども、実効性のある土地利用、活用策を早急に確立していただきまして、有効に利用されることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、小田議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、11番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

こんにちは。益田です。一般質問をさせていただきます。最後でございますので、よろしくお願いいたします。

まず、東日本大震災を契機として防災教育に注目が昨今集まっております。気仙沼市では、明治、昭和の三陸津波やチリ地震津波で壊滅的な被害に遭ったことから、津波の記念碑を設置したり、映像や振動による津波の擬似体験館を日本で初めて建てたりして、風化防止に努めていたにもかかわらず、3・11で1,000人を超える死者が出ました。その原因について、A氏は「知らないうちになれが出てきたのかもしれない」と指摘をされております。

震災の2日前には「津波が来る」と言われたにもかかわらず何もなかった、そのことによって今回も大丈夫と思った人は多かったと言われております。そのためにも、やはり「継続は力なり」と言われるように、継続的にそういった避難体制の周

知徹底とか、そういった教育をやっていくべきではないか。

また、非常食の用意やその避難ルートの確認とか家族での集まる場所の決定のほかに、防災教育の推進や地域住民への避難の周知徹底などが今叫ばれているところでございます。

まず初めに、防災教育、学習の有無が幼保・小中の実態についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

学校教育課のほうからは、幼稚園・小中学校の実態について述べさせていただきます。

幼稚園・小中学校ともに防災教育は実施しております。幼稚園は、2園で幼児であることから、訓練・体験を通じて学習をさせています。例えば、①サイレン・非常ベルを鳴らす、②放送により指示を出す、③避難を開始させるといった訓練により、命の大切さ、素早い避難の重要性を学習しております。訓練の種類としては、火災訓練、地震訓練などです。

小中学校では、教科、道徳、特別活動、総合の時間などで生命尊重、公德心、思いやり及び規範意識等を育む学習を通じて、いわゆる知識の学習をしております。その上で防災週間、8月30日から9月5日などを使って、全校集会などで防災の心がけや実際の行動様式等を指導しております。

また、特に、芦屋東小学校では、県教育委員会の研究指定、実践的防災教育総合事業を2カ年受け、大学教授など専門家の指導でワークショップ形式により、みずからの命を守る上で必要な判断力、行動力を高める研修を行っております。

中学校では、福岡管区気象台の専門技術官を招聘して、自然災害についての理解と防災の研修を行っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

町内の保育所の防災対策の状況を説明させていただきます。

厚生労働省が示す保育所保育指針及び消防法に基づき、町内の保育所では毎月火災や地震などの災害に備え、避難訓練を実施しております。また、保育所によっては災害以外のいろいろなケースを想定して、避難訓練の回数をふやしているところもございます。

このほかにも、ある園では東日本大震災以来、9月と1月に防災の日を定めて非常食を試食したり、防災について園児と先生が話し合いをしているところ、また別の園では緊急地震警報機を設置したり、職員が毎年救命講習を受けて非常時に備えているところもあり、今後の計画として竜巻への対応も予定されているなど、総体的に対策・訓練等がしっかりされているものと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

各単位で一生懸命取り組んでいらっしゃるようでございます。ただ、これが短編

的でないようにしていただきたいなと思うんですけど、毎年これは実施されているんでしょうか、お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

小中学校では毎年行っております。例えば、先ほど言いました、実践的防災教育総合事業というのは県の指定でございますので、年数に限りがあります。東小学校におきましては、平成24年、25年度の事業でございます。中学校でも、この事業を利用して、24年度に、先ほど言いました、専門技術官を招聘したということでございます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

保育所につきましては、先ほど申しましたとおり、避難訓練についてはもう毎月実施して、各園で実施しておりますので、しっかりされております。それと、東日本大震災以降の取り組みの非常食の試食、こういったものは新しいもので、これも以後毎年ですね。それから、竜巻につきましてもこれからある園では毎年取り組んでいくという方針のもと、防災対策を進めていくというふうに聞いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

すごいなと思って今聞いているところでございます。本当に、災害が起きてからでは右往左往しなきゃならないという問題点が起きてきます。私自身も、その大きな災害に、台風で1回玄関のシャッターが壊れたというのはこうありましたけれども、倒壊するところまではいっておりませんでしたので、本当にこの最近起こっている状況が異常な状態であるなとこう思われるわけですね。そういったのが、芦屋町にも来ないというわけではないと、どこでも起こり得ることが現在はあちらこちらで起きているんだということを専門家の方は言われてるわけでございますが。

積乱雲が近づいてくるときには、本当に真っ黒い雲が近づいてきたときには大変この怖い感じがするわけですが、そういった積乱雲の状態とか、そういったものも子どもたちに教えていく必要性があるのではないかと、真っ黒い雲が近づいたらどうするか、雷の音が聞こえてきたらどうするかとか、急に冷たい風が吹くというのがそのメカニズムのようでございます。

そういった場合においては、本当に、また低い場所にいたら水が流れ込むおそれ、川にいたら増水する危険性、広いグラウンドや公園などでは雷が落ちる可能性がある、こういったこともやはり常々教えとくというのかな、学習をお互いにやっていくという、その場合において、その速やかに安全な場所に避難しましょうと言われても、避難する場所が、私もいつも考えてるんですが、うちは浜口公民館に、避難場所が一番近いわけですね。しかし、海拔どれぐらいかといったら、もう西川とか氾濫してきたら、もう全く太刀打ちできない、じゃそこからまた逃げるといってまた大変ですから。

だから、今言われているのは、第一避難場所、それから第二避難場所、第三というふうに、そういった訓練を常々やっていく必要性があるのではないかと、このよ

うに言われてるわけでございます。せっかく、しっかり今取り組んでいらっしゃるようでございますので、そのまま継続して、24、25で切れるところにおきましては、何らかのまた手だてをやりながら、ほかの方法でもこう訓練をやっていただきたい。

先日から竜巻がございましたね、埼玉のほうで。それで、栃木に翌日こう竜巻が起こったわけですが、そのときに男性の方が、「きのうは埼玉の災害状況を見て大変だなと思っていた。それが翌日には自分の身に降りかかるなんてその思いもしなかった」って、これがやっぱり想定外と言われるゆえんではないかなと思いますね。

現在の状況だったら本当にどこにでも起こり得る、それから、九州が特に、今年の7月にありました豪雨ですか、あれがすごく、一つの警報になっているようでございます。これは福岡市のほうでございますから、何も遠くはないわけですね、福岡県の中ですから。やはりこれを定期的に続けていっていただきたいと、このように思います。

それでは、2点目ですけれども、災害備蓄について質問をいたします。

九州の公立学校の防災備蓄割合は福岡県が一番低いと言われているわけですが、芦屋町立学校での備蓄率というのはどの程度なされているのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

お答えします。

学校内においては飲料水、非常食等の災害のための備蓄は行っておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

芦屋町地域防災計画におけます食糧供給体制の考え方についてご説明いたします。

災害に備える備蓄は、基本は住民、家庭や地域などですが、自助共助による備蓄で行政は公助の考え方から補完的、広域的な備蓄調達体制の確保に努めることとしております。食糧の備蓄に当たり、地域の事情に応じた備蓄品目の選定を行うとともに、備蓄品目の性格に応じて、山鹿部では現在、総合体育館、また芦屋部では役場において集中備蓄に取り組んでおります。内容は主となる水を、1リットル換算ペットボトルで2,500本、米を1,200食、その他乾パンやリッツ缶など4,000食程度を保存している状況でございます。

なお、大規模災害発生後は行政などの支援が困難になる可能性があることから、住民に対しては3日分相当の食糧の備蓄を行うよう啓発を行ってまいります。

また、災害により混乱、途絶している市場流通がある程度回復する間の食糧を、コンビニやスーパーなどの町内業者との供給協定の締結等の方法により、円滑に確保できる体制を今後構築してまいりたいと考えています。

以上が、備蓄に関しての考え方でございますが、避難所の区分について若干ご説明いたします。

防災拠点としまして総合体育館及び中央公民館を現在、指定をしております。大規模災害時に住民が一時的に避難する場所として、町が公共施設に設置しております。また、家屋が焼失・倒壊・流出した方の応急仮設住宅への移転までの避難所としても考えております。学校施設につきましては、中学校を防災副拠点、小学校を

広域避難所としております。防災拠点への避難者が多く、施設の受入能力を超えた場合の避難所とするものでございます。

先ほど地域でということも言われましたけども、自治公民館につきましては、一時避難所ということになりますので、一時避難していただいて災害の程度によって、また、そういった拠点避難所あたりに移動するというような考え方でございます。

そういうことから、学校施設におきましては、今、学校教育課長、申しましたように、食糧備蓄をする考えがないということを確認説明させていただきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

小学校が広域避難所といえども、総合体育館は山鹿関係ですよ。橋がもしあそこで寸断されれば、芦屋の人が行けるわけはありませんので、その場合においては芦屋地区の人は中央公民館なり、ここの庁舎なりという形になろうかと思うんですが、何が起こるか分からないのが今のこの備蓄の問題なんですよね。例えば、じゃあ道路が寸断されてここまで来れない、やっぱり小学校が一番近かったとか、そういった場合において、最低でも3日分ぐらいは備蓄を必要とするんじゃないかと言われてるのが今の捉え方なんです。

だから、福岡県は3%しか進んでないそうです。一番全国的に備蓄率が進んでいないという、もちろん、今おっしゃるように、頭からそこを考えていないということがちょっと私もこう解せないんですけども、やはり避難所としているからには何らかの形として、1日でも2日分でもいいからやはり蓄えておく必要があるんじゃないかな、このように思うんですね。その場合に、子どもとか地域の人もそこを拠点として来ますし、例えば、登校日であって何か起きたときにはそこに寝泊まりをするような形になる。じゃ、その場合においてはどうするのか、その点はどうなんでしょう。よそから持ってくる、誰かが運転して持ってくるという形と捉えるんですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

幅広い箇所に備蓄できればよろしいんでしょうけども、ある程度予算の関係もございまして、まあ、この備蓄というのが今現在、水にしても5年ぐらいしかもちまけませんので、それで買いかえたりしていきます。

通年は、3年から5年の中でその品物の補充というんですか、そういった形で町のほうとしては今備蓄をしてきたんですけども、基本的には先ほど言われた、3日分といいますか、3日分で300人程度の食糧を備蓄していくという考え方の中でやってまして、それをどこで備蓄するかというのが、先ほど申しましたように、山鹿部では総合体育館に置いておりますし、遠賀川でございますので、芦屋部におきましては、現在、役場のほうに置いてます。

今後、その辺の学校への必要性というところについては、議員さんご指摘の部分もございまして、どの程度置けるかというのは、また今後の課題だろうと思っておりますが、現在、そういう振り分けの中で進めているのが現状でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

新聞の見出しの中にも、「文部科学省の調査で大規模災害時の避難拠点として期待される学校の備蓄が不十分な実態が判明した。児童や生徒だけでなく地域住民も一定期間滞在することを考慮し、対策を急ぐ必要がある。これまで、学校の災害対策はできるだけ早く安全に子どもを帰宅させることに主眼が置かれてきた」、東北の場合もそうですね。以前は家に帰らせることを主にしたけれども、とにかくまず自分が安全なところに逃げなさいと、まず自分の命を守んなさいということで指導をやってきてる。その場合において、家に帰せない場合においては、もうその学校にとどめるちゅうか、だから、その場合に多くの人が、東北大震災の場合ですね、多くの人が帰る家を失い、学校などの避難所で長期の生活を強いられた。救援物資が届き始めるまで最低3日分の水や食糧を備えておくべきだと指摘する専門家もおりますということ。

それと、学校関係、お尋ねしたいんですが、文科省は震災後、学校防災マニュアルを作成し、防災体制の充実を全国の教育委員会に求めてきたと言われてるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

教職員の防災教育という話になるんだろうと思いますけども、確かに、文科省が「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」だとか、県教委も教師用の指導資料を、「防災教育（地震）」というのをつくって配布していきまして、学校の場合はそれらをもとにして、ある程度学校に、自治体においてはマニュアルづくりをしておりました。学校の教育計画の中にはそういう避難訓練的なもの入っております。

先ほど課長も申しましたが、従来防火、火災の訓練をよくやってきました。あれ以降地震に対してもやって、年間2回ほどは実施していきまして、その際に、この防災マニュアル等使って、それを生かしていくと、そういう形で行っております。

何よりも、議員がおっしゃったように、自分で自分の命守れというのが最初だろうと、自助といいたいまいしょうか。あの津波の中で、昔からあります「津波てんでんこ」という話があったように聞いておりますけど、その際に、やっぱり自分がどこに逃げるか、どうすればいいかという、まさに、自分で考え、判断して行動することが大前提だろうというふうに思っております、そういう観点で、学校教育も生きる力を育むという形で行っておりますので、そういう観点で指導はしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

今年の8月30日に、特別警報運用開始が、命を守るための新基準というのが発令されてるわけですけども、やはりその中でも気象庁の長官が言われているのは、命にかかわる非常事態が迫っていることを知らせる情報が強くなってるわけですから、今回ですね。だから、直ちに命を守る行動をとってほしいという話をしている。

それからまた、もし自分の住んでいるところで大雨が降ったらどうなるかを想像

し、事前に行動を決めておくことが大事というのが、これが常日ごろから、教育の分野においても、家庭においても、地域においても、そういった取り組みをやっていく必要があるのではないかと。特に、先ほども言いましたように、2011年9月、紀伊半島で大きな被害が出た台風12号、それから九州においては今年の9月の九州北部豪雨を教訓としてと言われてますので、この北部豪雨もこの特別警戒の中に入っているということになってるわけですね。そうしてみますと、九州でも避けて通られない問題ではないかと、このように思うところでございます。

それでは、先生の、職員の防災教育についてはどのようなことが行われているのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

県教育委員会等による教職員対象の研修は実施されていませんが、文部科学省からの「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」や県教育委員会作成の教師用指導資料「防災教育（地震）」が配布されており、それらを使って校長の指導のもと校内研修を実施し、それに基づく訓練を行っております。具体的には、火災訓練、地震・津波訓練などです。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

当然現場の先生方ですから、先ほどお聞きしましたら、いろんな取り組みをなされてますので、その中で先生方はともに訓練をしていただいているものと思われまので、今後ともその点については持続してやっていただけないようにお願いしたいなと思えます。

それから、先ほどの備蓄の問題については、これはやはり耐震化が、国においても耐震化をメインにこうやってきてきましたので、経済的な面で自治体が進んでないのが現状であるということにはなっておりますが、やはり最低限の備蓄をできるように考えていただきたいと、今後の課題としていただきたいと思えますが、この点については、最後、お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

学校施設につきましては、議員のご指摘もございますので、学校関係等、どういった備蓄のやり方ができるかというのは検討してまいりたいと思えますけれども、備蓄の基本は先ほど申しましたような形で現在進めてます。必要数がどの程度要るかというのは、考え方もございますけれども、基本的な考え方は町内にいますコンビニとかそういう民間の中で供給体制を構築するということも踏まえて考えていきたいと、そうしないと、飲料水とか食品とかいうのはどうしても更新していかないといけないものですから、それも踏まえて総量については考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

じゃ、その点については、地域については、やはりそこにあるファミリーマートとかセブンイレブンとか提携をやって、今言われるような体制づくりをやってるところもありますので、それについてはよろしく願いいたします。

続きまして、熱中症対策についてでございます。

史上最高の猛暑日が9日間もあったと言われる8月、家の中においても熱中症にかかって搬送された方もおられたわけですが、学校では夏休み中ではありましたが、部活またスポーツクラブのメンバーにおかれては、猛暑の中、練習に励んでこられたことと思います。もう予報では、9月の気温も例年よりも高いと報じられておりました。学校も始まり、部活また体育授業、小学校におきましては運動会の練習等が始まりますが、現在、その熱中症対策として、今、噴霧器つき大型扇風機——ミストファンと言われるものですが、導入する学校がふえてきておると聞いておりますが、学校においてはこれを取り入れられる計画があるかどうかをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

現時点ではありません。今年のような異常気象が続くか疑問ですが、暑いのは確かです。エアコンは各学校とも、校長室、職員室、保健室、図書館、会議室、コンピューター室に導入しています。現状の避暑対策については学校によって異なり、山鹿小学校ではプレハブ校舎の3年、5年となのはな学級にエアコンを設置しています。1年、2年、4年及び6年には、PTAから寄附された冷風機が1台ずつあり、ひまわり学級には扇風機が1台あります。

また、芦屋小学校には各教室に1台の扇風機があります。芦屋東小学校と芦屋中学校にはありません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それについても、例えば、暑さ対策について、まあ、エアコンはちょっとお金もたくさんかかりますから、それは別といたしましても、何か対策を講じてほしいという、PTAなり、父兄からの要望というものは現在までありましたでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

学校・PTA含めて、扇風機とか、空調ということも、話もあったこともありますが、そういった形で話があったということだけは過去にもありました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、各クラスまたは体育館等に温度計は設置されていますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

温度計は設置されていないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

私は2階に住んでるわけですが、もう本当、30度を超えるときがあります。これは取り入れてる、ミストファンを導入している町に3日の日に、議会が始まる前の日に視察に行ってみりました。苅田町なんですけど、苅田町の教育委員会に視察の申し出をいたしましたら、気持ちよく受け入れていただきまして、担当課長さんは議会中でしたが、荒津中学の校長、教頭の両先生に丁寧な説明をいただき、また対応していただきながら、ミストファン、それからこちらはミストファンと製氷機、扇風機の3種類のもので導入されておりました。

なぜ、そういったことになりましたか、導入の契機になりましたかと言ったら、やはりこの2年ぐらい前から導入をしている、昨今の気候が今までとは違う気候に変動していった、だから、どうしても子どもたちは以前とは違って体力がないし、やはり物すごく暑さにも弱いと、そういったのもあって導入に、まあ、「行政のほうからいただきました」と言ってありましたが、「行政が提供していただけましたので、気持ちよく受け取りました」と言うてお話はされておりました。苅田町は、中学校が2校あって、小学校が6校あるんですって。ほいで、各校8校に1台ずつ、それはリースで、リースだそうです。で、必要な時期だけにリースでやるということですね。

それから、それは部活等、それから一般の、クラブがございますよね、野球クラブとかサッカークラブとか、そういった人たちがやる時にそれを設置してあげる、当然その近くには電源があり、電源は、まあ、ちょっと引けばいいわけですから、コンセントを差し込んで長い、水も必要になりますからということで、水はホースです。バケツでしたら「暑いときでしたからもう大変でした」と、60リットル入るらしいんですね。「それをバケツで持って行って、入れたら本当に疲れましたね」なんて言うて、教頭先生がそう笑っておられましたけれども、それが物すごく、休憩時間に扇風機を回すと霧が出てくる……、もう本当に気持ちがいいんですね、ぱっと。べしょべしょにはなりません。もう爽やかな感じでありました。

そのミストファンが8台入っていることと、それが、製氷機は気分が悪いときに職員室に設置をする、職員室に置いとって気分が悪いときに氷をもらいに……、結構立派な氷が、大きな氷ができておまして、それは各校に1台ずつ、勝手には使えないようになってるそうです。先生の許可をもらってタオルに包んでそれを首筋に当てたりしながら、暑さ対策をやっていく。

それから、扇風機は先日見てきましたら、ちょうど入ったばかりで、その中学校は、先生がおっしゃってたのは、「ちょっと問題がありましてですね」という感じでおっしゃってたんですが、「ちょっと荒れた時期がありましたので、扇風機は今年入れました」、ほかのところは早く導入してたらしいのですけれども、30台用意がされておりました。たまたま3日の日は少し雨が降って涼しかったので、教室には持って行っておりませんが、ということで、まとめて置いてあるところを写真に撮ってきました。後でごらんになってください。これを2台ずつ前と後ろと、風を要するに出すということですね。熱を出す、風を送って熱を出すという

ことの意味合いで各クラス2台ずつ。

それから、体育館には4台の大型扇風機というのが、何か足が三脚になってましたけれども、これを4台置いてやはり熱を出す。その「温度計をつけてありましたか」と言ったら37度になっていると、「熱が上に上がりますので37度になるんですよね」って、体育館の中が。それで、「女の子が熱中症にかかって救急搬送されましたけれども、措置が早かったので事なきを得たんですけれども」と言って、こうおっしゃってましたけれども。

やっぱり、そういった熱中症というのがどこで起きるかわからない、外でもあるでしょうし、中でもあるという、家の中でも起こるといぐらいですから。何とかそういった、まあ、温度計がつけてないから、何度あるかというのはちょっと確認がとれませんけれども、やっぱりそういった設備もちょっとこう必要かなというふうに思います。何かあってからでは遅いのではないかと、このように思うわけですが、この点について、今は置いてないんですが、置くつもりもないのか、どうなのか、まあ、将来的にどうなのか。私は何となく何か寂しいな。向こうの教頭先生がおっしゃっておいりましたよ。「芦屋町は教育に力を入れておりますね」「はい、そうです」って言いましたよ。この際とばかり、「町長初め、教育長が一生懸命なので」、あの、議会もあとそれつけ加えました。「議会も後押しをしております」って。「この辺、すごく力を入れておりますね」って、よくご存じな方で、中学校にバスケの何か練習で「数回来たことがあります」って、その教頭先生はおっしゃっておいりました。その「力を入れておりますね」のところにもう一つ何かこの後です、ちょっとご意見聞かせていただだけませんか、何かいい方法で。よろしく願います。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

本当に、今年は暑うございました。この暑さが常態化するものか、今年が異常なのかということ、このエアコンにつきましては、かつて、この議会でも話題になったことがございます。その際には、まだ今年ほどございませんでしたから、子どもたち、頑張らせましょうというような言い方で、まだつけませんということを書いてました。

エアコンにつきましては、議員もおっしゃいますように、相当高いものがかかるようでございます。実は、先日、インターハイが北九州の総合体育館で高校の全国大会がありました。4日か5日間、卓球があそこであったんですが、あれで、4日か5日間の間に650万円ぐらいエアコン代かかったんだそうで、これはとてもやないね、という話があってました。そういうこともありまして、学校でつけるのはつけてもランニングコストがとてもやないなということで、非常にきついと。

よく高等学校つけてるじゃないかという話をされます。高等学校の場合、保護者がお金を払ってます。大体、月1,000円取ってるようでございます。そして、暑いときは空調で、そして冬は暖房で、半年ぐらいやっぱり使ってるということで、1,000円ということで、義務制の場合はそういうわけにいきませんので、これやっぱりランニングコストを考えるとやっぱり非常に無理だろう、エアコンにつきましては。

ただ、今おっしゃいましたように、その扇風機だとかミストファンですか、ミストファンにつきましては、多分昇降口に置いてあるんだろうというように想像しま

す。部活が済んでこう入ってきたときにクーラー借りるとか、いうことなんだろうと思いますが。扇風機につきましては、今おっしゃいましたように、その一つは、芦屋小学校が耐震のときに、ちょうど夏から耐震工事かかりまして、非常に暑かったもんですから、あのときはレンタルを、扇風機をお借りいたしました。そういう事例はございます。

今後、この扇風機等どうするかということもあるんですが、一つはやっぱりこの温暖化の一つのもとになるような気もするんですね、電気どんどん使うことについては。そういうことも裏腹で、非常にこうどうかなと思いつつも、この間も校長と、学校の校長とみんなで何とかならんかという相談したら、その今、窓が腰の高さまでしか窓がない、下まであくど随分風が通るねという話がありました。まあ、それは工事費がかかります。

それからもう一つは、上のほうに天窓みたいなのがありまして、あれが窓があくと対流していいねという話がありました。これも工事費がかかるんですけど、そういうこともその検討はしてみます、すぐやるという話ではございませんが、そういうことで、できるだけ子どもたちに、快適なとまでいきませんが、この暑さを少しでも温度を下げるようなことを、やっぱり考えていかないといけないという時期ではあるのかなというふうに認識しておりますが、さあ、すぐどうしようというところは、これはまた町当局と相談しながら考えていってみたいというふうに思っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

確かに、教育には非常に、芦屋の子どもたちは芦屋で育てるといって、一つの大きな柱を持ってやらしていただいておりますが、これといわゆる環境整備ということがイコールになるのかどうかということであるわけですが、まあ、荻田町行かれたそうでございますが、ご存じのように、荻田町は不交付団体でありまして、非常に財政豊かな町でございます。

この教育のことにしましては、もうお金を幾ら積んでも積み足りないということはない、もう幾らでもこうあるわけでございます。今から取り組もうとしておるところがIT教育の問題で、パソコン導入で子どもたちに早く、この情報化社会というのは物すごい速さで進んでおります。子どもたちに早くそういう情報教育をしなくちゃいけないということで、先日も町長会、議長会、それと4町の教育長と一緒に武雄まで行って来たわけですが、非常に先進的なところでございますが、そこに先生たちみんなiPadを持たせておるということで。

芦屋町も何とかそれに追いつこうという形の中で、その前提としては先生方にまず、まあ、いわゆる先生方お一人一人に、卓上というんですか、役場の職員が皆さん、提案のありますように、パソコン、まずそれを、先生方がまずみずからそれを使いきらないと生徒あたりに教えることができないだろうということ。それから、電子黒板ですよ、これも導入しなくちゃいけないということで、その辺についての予算化をどうするかということで、今現在、そのことで進んでおるわけですが、それでもってきて、この、今聞いたらかなりな、まあ、どんな補助金があるかわかりませんが、まあ、いい補助金があるのかどうかということなんです、まあ、導入はできたとしても、今度はランニングコスト、今言われたように、非常

に大きなランニングコストがかかってくるのではないかと考えております。

限られた財源の中での配分でございますので、どこまで子どもたちにいい環境のもとで学校での学習ができるかどうかということは、ちょっと、まあ、益田議員から問題提起をしていただいたということで、受けとめておきたいと思っておりますので、ご容赦いただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

よくわかりました。たくさん教育には力を注いでいただいておりますので、やっぱり教育こそは人をつくるわけですから、これはもう基本中の基本であります。ただ、その中においてもやはり命があつてのものでございますので、命を守るという意味合いにおきましても、何らかの手だてを、どれぐらいの温度があつて、どの程度のものというのを把握していただきながら、やはり一緒に導入なんてことはとても無理なことでございますので、何が一番ベストなのか、ベターなのかとかを考えていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

それから、最後でございますが、熱中症と思われる事例が現在まであったかどうかを最後にお聞かせください。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

現時点ではありません。各学校では、熱中症対策として、①健康観察の徹底、②帽子・水筒持参の徹底、③温度による外遊びの制限、④スポーツドリンクの常備、⑤運動場にテントを設置、⑥小まめな水分補給と規則正しい生活習慣の指導を行っています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

じゃ、今後とも学校教育、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。あすも一般質問を行いますので、よろしくお祈りいたします。お疲れさまでした。

午後2時39分散会